

産業厚生常任委員会会議録

[平成27年 1月28日開催]

[平成27年 2月 3日開催]

南あわじ市議会

産業厚生常任委員会会議録

日 時 平成27年 1月28日
午前10時00分 開会
午後 3時27分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員	長	登 里 伸 一
副 委 員	長	川 上 命
委 員		砂 田 杲 洋
委 員		阿 部 計 一
委 員		木 場 徹
委 員		吉 田 良 子
委 員		小 島 一
委 員		印 部 久 信
議 長		廣 内 孝 次

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也
書 記	斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
市 民 生 活 部 長	高 木 勝 啓
健 康 福 祉 部 長	馬 部 総 一 郎

産業振興部長 兼鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長	興	津	良	祐
農業振興部長 兼食の拠点事業推進室長	神	田	拓	治
教育部長	太	田	孝	次
農業振興部次長	森	本	秀	利
教育部次長兼教育総務課長	藤	岡	崇	文
市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
健康福祉部長寿福祉課長	大	谷	武	司
産業振興部商工観光課 (マーケティング戦略室)長	阿	部	員	久
兼企業誘致課長				
産業振興部水産振興課長	榎	本	輝	夫
農業振興部農林振興課長	宮	崎	須	次
兼農業共済課長				
農業振興部農地整備課長	和	田	昌	治
兼地籍調査課長				
教育委員会生涯学習文化振興課長				
兼人権教育課長	福	原	敬	二
兼玉青館館長				

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件	5
(1) 議案第26号 財産の譲与について (農村婦人の家)	6
(2) 議案第27号 財産の譲与について (宝明寺集会施設)	6
(3) 議案第28号 財産の譲与について (湊研修指導施設)	6
(4) 議案第29号 財産の譲与について (神稻研修指導施設)	6
(5) 議案第30号 財産の譲与について (国衙研修指導施設)	6
(6) 議案第31号 財産の譲与について (倭文研修指導施設)	6
(7) 議案第32号 財産の譲与について (中山集落センター)	6
(8) 議案第33号 財産の譲与について (小榎列集落センター)	6
(9) 議案第34号 財産の譲与について (徳長集落センター)	6
(10) 議案第35号 財産の譲与について (松本構造改善センター)	7
(11) 議案第36号 財産の譲与について (難波構造改善センター)	7
(12) 議案第37号 財産の譲与について (淡路人形ふるさと館)	7
(13) 議案第38号 財産の譲与について (子供人形浄瑠璃館)	7
(14) 議案第47号 財産の譲与について (山所老人福祉センター)	20
(15) 議案第48号 財産の譲与について (志知老人福祉センター)	20
(16) 議案第49号 財産の譲与について (十一ヶ所老人福祉センター)	20
(17) 議案第5号 南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	23
(18) 議案第54号 公の施設の指定管理者の指定について (神道公会堂)	24
(19) 議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について (野原集会所)	30
(20) 議案第56号 公の施設の指定管理者の指定について (福井北集会所)	34
(21) 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について (高原集会所)	35
(22) 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について (沼島集会所)	36
(23) 議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について (伊加利コミュニティセンター)	37
(24) 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について (中筋地区農村集落多目的共同利用施設)	40
(25) 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について (安住寺集落センター)	41
(26) 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について (志知研修指導施設)	41
(27) 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について (老人福祉センター 亀岡荘)	42

(28)	議案第65号	公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター あづま荘）	4 6
(29)	議案第66号	公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター 仁尾荘）	4 7
(30)	議案第67号	公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター ゆづるは荘）	4 8
(31)	議案第68号	公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター 稲田荘）	4 9
(32)	議案第69号	公の施設の指定管理者の指定について（老人憩の家 ふくら荘）	5 0
(33)	議案第70号	公の施設の指定管理者の指定について（老人憩の家 賀集荘）	5 0
(34)	議案第71号	公の施設の指定管理者の指定について（灘いきがい創造センター）	5 1
(35)	議案第72号	公の施設の指定管理者の指定について（南あわじ市産業文化センター）	5 5
(36)	議案第73号	公の施設の指定管理者の指定について（南あわじ市地域栽培養殖中間センター）	7 5
(37)	議案第74号	三原公民館改修工事請負変更契約の締結について	7 7

Ⅲ. 会議録

産業厚生常任委員会

平成27年 1月28日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 3時27分)

○登里伸一委員長 おはようございます。

昨年12月以来、大変寒い日が続いておりましたが、本年も、去る大寒を過ぎても、これからまた寒くなるというようなところでございまして、皆様の健康をお気遣いいたします。

月日のたつのは非常に早うございまして、本年の1月も後わずかとなりました。国におきましては、去る26日に通常国会が召集されまして、ただいま、代表質問等が行われております。ただいまのところは、国の補正予算、そして、次に本予算、来年度予算が提出されて、経済に切れ目のないような形で再生していくということが目的であるそうでございます。総理大臣は、ことしも経済最優先ということを掲げております。新年度予算では、閣議決定されておりますところでは、社会保障費が増大しまして、最大の一般会計、9兆6千342億という最大予算を組んでおります。改革断行国会と銘打って、農協改革や医療保険制度、雇用、労働分野の規制緩和に踏み込む構えであるというように報じられております。

私たちの町も、合併10年の節目を迎えました。ぜひ、私たち議員、また職員ともども頑張って、精進してまいりたいと思いますので、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、開会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、執行部からの御挨拶を伺うことにいたします。

副市長。

○副市長(川野四朗) おはようございます。

きょうは、臨時議会で提案を申し上げました付託案件の審議をしていただくわけですが、件数も非常に多うございますし、少し飛び飛びになったり、わかりにくい点多いかと思います。ひとつ、よろしく御審議をいただきたいというふうには思っておるところでございます。

先ほど、委員長さんのほうからもお話がありましたように、この臨時議会が済みましたら、また2月、3月議会をできるだけ早くやっただこうというようなお願いもいたしております。3月になってきますと、新庁舎の竣工、それから花みどりフェアが開催される、それに合わせて食の拠点や若人の広場の竣工も控えておるわけございまして、皆さん方にもいろいろと慌しさを感じさせる場面も多いかと思います。いろいろな点でも、どうぞよろしくお願いを申し上げながら、開会の御挨拶にさせていただきます。

きょうは、市長が、東京のほうのB&Gの全国サミットというのがございまして、そちらのほうに行っております。その後、雑誌の座談会もございまして、そちらのほうで座談会に出席すると。これは、「市政」という雑誌が毎月送られてくるんですけど、それに載せるための座談会ということでございますので、どうしても抜けられませんでしたので、欠席をさせていただいております。どうかよろしく願いいたします。

○登里伸一委員長 ただいまの出席委員は8名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから会議を始めたいと思います。

なお、岡田教育長におかれましては、公務出張のため欠席となっておりますので、御了承願いたいと存じます。

お手元のレジュメにもありますように、2枚目に所管事務調査を掲載しております。去る議会運営委員会におきまして、どうしても日程がとれませんので、この委員会、付託された議案の審査の後で、また所管事務調査を行いますので、何分、非常にたくさんありますが、御了解、御協力をお願いしたいと存じます。

それでは、ただいまから、第60回臨時会において当委員会に付託された議案について審査を行います。

なお、本日は傍聴を許可しておりますが、傍聴される方は、傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いいたします。

まず、議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件につきましては、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

- (1) 議案第26号 財産の譲与について (農村婦人の家)
- (2) 議案第27号 財産の譲与について (宝明寺集会施設)
- (3) 議案第28号 財産の譲与について (湊研修指導施設)
- (4) 議案第29号 財産の譲与について (神稻研修指導施設)
- (5) 議案第30号 財産の譲与について (国衙研修指導施設)
- (6) 議案第31号 財産の譲与について (倭文研修指導施設)
- (7) 議案第32号 財産の譲与について (中山集落センター)
- (8) 議案第33号 財産の譲与について (小榎列集落センター)
- (9) 議案第34号 財産の譲与について (徳長集落センター)

- (10) 議案第35号 財産の譲与について（松本構造改善センター）
- (11) 議案第36号 財産の譲与について（難波構造改善センター）
- (12) 議案第37号 財産の譲与について（淡路人形ふるさと館）
- (13) 議案第38号 財産の譲与について（子供人形浄瑠璃館）

○登里伸一委員長 お諮りします。

議案第26号、財産の譲与について（農村婦人の家）ないし議案第38号、財産の譲与について（子供人形浄瑠璃館）、以上13件について、一括して議題としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、議案第26号ないし議案第38号について、質疑はございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 本会議でも質疑があったわけですが、今回、いわゆる地域の集会所をそれぞれの地域に譲与することになっておりますけれども、説明会も開かれていったわけですが、指定管理と分かれたというところでは、市としてはどのように理解してるのでしょうか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 我々としては、譲与という方針を固めてお話し合いをさせてもらったわけですが、御理解がいただけなかったということだと思っております。従前、これも話をしておるわけですが、建設当時から地元の施設だというのは、その当時の方々は皆思っておられたんだろうと思います。時を経るに従って、そういうことが薄まってきているのかなというふうに思います。譲与にしても指定管理にしても、市のスタンスには何も変わらないということでもございます。

ただ、指定管理になってきますと、それぞれの設管条例で制約を受けるし、利用についても制約を受ける、また、報告もいただかなければならん、義務も生じるということで、我々としては、地域の皆さん方が地域の建物として、地域の考え方でお使いいただけるほうが、その地域の住民の皆さんにとって便利かなという思いはいたしておりました。なお御理解がいただけないので、引き続き指定管理という形をとらせていただきましたが、今後も、10年間ということにしておりますけれども、御理解いただければ、それも変更して

譲与にしていくということは、何もやぶさかでもないわけでございます。

先ほど言いましたように、指定管理でここに議会の議決をいただくということは、設管条例に基づいた運営が第一になってくると、地域の皆さん方がお使いになるのは、その上に立った地域の利用ということは、これはもうやむを得ませんので、そういうことを御理解いただいた上での措置だというふうには考えてはおります。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 譲与になった、指定管理になったということで、地域で使い方が若干変わるかもしれないというような話があったと思うんですけど、現実問題としては余り変わらない対応になるのかなというふうに思うんですけども。ただ、説明会を受けた中で、同じ大きな、小学校単位の中でも、指定管理を受けたところと無償譲与を受けたところでやっぱり、えっ、あそこの地域は何でというような自治会長さんの話もあるんですけども。そういうことの話をちょっと伺ったときに、やはり市の行政としてのあり方として、そういうふうに二本立てを認めていくというのは、ちょっとひとつ、不信感のような声もちょっと聞いたんですけども。やはりそこら辺は、十分な説明不足というのは否めないんじゃないんでしょうか。

○登里伸一委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 説明はさせていただいてるんですけど、これも3月31日という期限がございますので、これが3月31日で切れてしまいますと、地域の皆さん方がお使いになれないということにもなりますので、市が直接管理をせなならんともなりますので、そういうところで、ある程度期間を区切ったということでございます。

先ほど言いましたように、指定管理にしても譲与にしても、市のスタンスとしては変わりませんので、市民の皆さん方から見ると、指定管理では有利な面があるんでないかというようなことも考えられてるようにも思いますけど、そういうことは一切ございませんので、今後、現実に4月1日から動き出したときに、どういうふうな評価をされるのか。市としては、できるだけ譲与の方向には持っていきたいとは思っていますので、その後でも、いつでも御相談には乗るということにはしておりますので、御理解がいただければと思っています。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 もう1点よろしいでしょうか。ある自治会長さんは、説明会を聞いた、

しかし、その説明会だけでは、自分が地元へ帰って説明するときにはまだ不十分なので、何回も総務課へ確認をしに来たという話を伺いました。その自治会長さんは、役員会でどうするかという判断を決めたと、総会を開いていくとなかなか大変なので、そこまでには及ばなかったという話がありましたけれども、やはり、自治会長さんがそういうことを地域で説明するというのは、なかなかこれは荷がかなり重かった話かなというふうに聞いたんですけれども。

やはり、市としてはもっときめ細かくするということになれば、それぞれのこういうたくさんあったわけですが、やはり地元に出かけて行って、十分な説明をするというところが要ったのではないかというふうに思うんですけど、その点、いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 個々のケースは私も全部承知しとるわけではございませんが、そういうことであれば、御相談いただければ、こちらのほうの担当者も出向くこともあったのではないかなと思います。話を聞いておりましたら、総会にかけて譲与を受けることを決めたところもあるようですし、役員会で決めたところもあるようです。決め方は、これは地域皆さん方それぞれのものだと思いますので、それでいいと思いますが、会長さんが説明がしにくいということであれば、我々のほうとして、何も協力することはやぶさかでないわけなんで、少しお声をかけていただけたんだったら、可能であったんでないかなと、出て行って説明をするのも。と思いますけど。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 と思いますということになしに、説明会、1回目の説明会でこういう市は考え、譲与の考え方がある、しかし、なかなかこれは市民にとっては、指定管理とか譲与とか、普通ちょっとわかりにくい話ですから、そういう地域で会をするときは出かれますよというような説明も含めての説明会でなければならぬというふうに思うんですけど。相談があればというような姿勢は、ちょっと違うのではないかなというふうには感じてます。

ですから、ある地域はもう総会を開かずに、回覧板でどうするかというようなところもあったみたいなんですけれども。やはりちょっと、こういうふうに分かれたというところは、やっぱりある自治会長さんの話のように、何か市が二つに分かれたというような印象を持って否めない、そこらは大変、やはり市の説明責任というのが、今回不十分だったというような感じはするんですけども。

○登里伸一委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 一概にもそう言えないんじゃないかなと思うんです。かなりの件数があつたところで、やはり譲与を受けていただいたところもあるわけですから、御理解いただけたんだらうと思います。市役所のほうに何回もそういう足を運んでいただければ、いやいや、実はこんなでこうやという話は、相談をしていただければ、こちらのほうも丁寧に対応ができたんじゃないかなと思うんですけど。説明しました、それで受け取って、地域で相談をしていただけるといふ話になってくると、いや、我々はそれ以上の話をちょっと持つてはいきにくいと思いますけど。いや、私だとどうしても話はしにくい、そやから市役所のほうで来て、ちょっとアドバイスしていただけませんかというふうな、ちょっと意思表示していただかないと、どこに行つていいかもわかりませんしね。

やっぱりそういうのは、こちらのほうに言つていただければと思いますし、ただ、お間違いないようにしていただきたいと思うんですが、今回の指定管理が出てきて、この件数の中には、固有の市の施設もあつて、それもこの中の指定管理者の指定というところの件数に含まれてますので、何も、地域の関連するようなものでもございませんで、そこらあたりは、件数からはちょっと差し引いておいていただければなというふうに思います。

老人福祉センター、これも指定管理で分かれたわけですけど、亀岡荘とか、それとかふくら荘、灘いきがい創造センター、産業文化センター、中間養殖センター、こういうものについては市の固有の施設でもございませんで、今後も市が指定管理するなり、管理運営は市の責任としてやつていかならん施設もありますので、ひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 今の吉田委員の質問に関連して、ちょっと私も総論的なことをまず聞きたいんですが、これ、副市長、今の話を聞いておつたら、市固有の施設は別ですよ、これは別として、この指定管理にしようが無償譲与にしようが、市のスタンスは変わらないと。にもかかわらず、こういう二棟建てのものができてきたということは、本会議で議案上程して、細川部長がいみじくも言つていたように、市のまさに説明不足であると思うんです。どっちにしても今までとは変わりませんでよというのに、なおかつ二つに分かれたといふのは、これはもうあくまでも市の説明責任であつて、今、副市長が、理解しにくいことがあつたらうちのほうに聞きにきてもらつたらええや言ひよつたけれども、それはそういうことも言えるかもわからんけど、もっと当初の説明責任を果たしとけば、そういう問題はなかつたと思うんですね。

これ、我々、私、一議員として考えるのには、市のこの施設を無償譲与しようが指定管理しようが、我々は今までとスタンスが変わらんのやったら、我々としたらどちらでもそれで運営がうまいこといきよったらええと思うとるんです。ただ、こういうことが市の執行部として、こういう体制でやっていくんやということが二つに、集会所、地元の地区の要望によって二つに分かれたというようなことになってきますと、今後、あらゆる行政を行うが上において、市の決めてこういうことでやっていこうということが、地域とか、あるいは団体の意向によって、それが市の方針どおり全てが行かないで、二頭立て、三頭立てになっていく可能性がある、可能性ができる余地が残るといふうに思うんですね。

そやから、これ、このたび市の出張所も一本化になって、あらゆる支部、団体の支部等も一つにまとめていこうという市の意向があるようなんですが、これを見た場合に、団体とかいろんな法人等が、今、南あわじ市で1カ所でなしに分散して、基幹施設を持ってやったり運営をやっとる団体は、これを見た場合に、話し合いによったら、こういうような二頭立て、三頭立てもいけるんでないかというようなことになってくることにおいて、今後の南あわじ市の行政を進めていく上において、非常に難しい面が出てくるんでないかと思うんですが、いかがですか。

○登里伸一委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 先ほど、総務部長が説明不足であったということと言われるということは、本人がそういうことを言うとするわけですので、そうであったのかもわかりません。今後はそういうことのないようにしたいなと思います。私もできるだけ、先ほど言いましたように、スタンスは同じなので、譲与であれば全部譲与に受け取ってほしかったと、私も思っておりますので、先ほど言いましたように、期限が来てますので、何とか整理をしないとイケないということもあったんだろうと思うんですが、もう一声、二声、市のほうから説明をして、全部統一したもので提出ができればいいなと、よかったかなというのは、私の今の感想でもございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そのことはもうええんですがね。それでないと、やっぱり市として、今まさに新庁舎ができて、各種団体とか支部とかそういうものを一つに統合していこうという方針のもとで進めていく上において、こういう何ら変わらんことが二つに、譲与と指定管理に分かれるやということが起こった場合、市が今後、行政を進めていく上において、やっぱり今度は、団体とか地元の意向を、市の方針はこうだと言っても、地元意向を考慮していかんと物事が進めていけらんようになると思うんです。行政というのは、それはあ

る程度、団体の意向も聞きながら部分的に、一律でなしに部分的な問題はそういうように解決していくのが、これはまあ、行政であって、ある程度弾力運営というのもやむを得んと思うんですがね。これはまあ、行政ですよ。けど、こんな単純なことが二つに分かれるやいうんであったら、今後進めていきにくいと思うんです。これはほんでいいです。

それと、ちょっとこれ、ひっかけて質問してよろしいですか。それとここに、ちょっと各論に入る前に総論的に伺いたいんですが、ここに対象施設の一覧表が出とるわけなんです、この譲与先の次に、単独補助ということがあるわけですが、この補助ですね。補助は全体事業費に対してどれぐらいの補助というのがわからんのですが、この補助というのは、事業費に対して大体どれぐらいの補助率ですか。

○登里伸一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 農業関係の補助金につきましては、大きく二つに分かれております。まず、農業構造改善事業で導入した施設と、水田再編、転作の絡みで集会所をつくった、補助金をもろうた施設、大きく分けて二つがあります。書類も古いんですけど、建てた年度は古いんですけども、構造改善事業でやった補助金は、大体60%は国から補助金をいただいております。転作のほうについては、これは定かでないんですが、同等程度の補助金をいただいておりますという関係でございます。

だから、上から行きますと、26号議案は構造改善事業でやっております。この27号議案につきましては、これは一つだけ特別で、辺地債でやっております。28号が構造改善、29号から31号までが水田再編事業でやっております。32号から36号までが構造改善事業でやっております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということになりますと、これは補助事業が入ってるものを今まで指定管理にしとったとばかりは言えらんわけですか。これはもう、単独で建設されておる施設、あるいはこの空欄になっておる施設。この空欄になっている施設は、これは単独か補助なしかだと思っんですが、これはもう集会所という、いわゆる集会所を市は補助金が入っている、入っていないにかかわらず、指定管理をしとったというわけですか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） そうではございません。補助金をいただいたり、起債を受けてやったり、自治振興資金でやったりというふうなもので、その補助金だとか、そういう制

度にのっかかった場合は、設置管理条例を置かなければならないということで、市の、旧町の条例において位置づけておるということでした。以前は指定管理じゃなくて、その地域の皆さん方に業務委託をするという形でしたが、今後、業務委託がなくなって、指定管理者制度ができたので、指定管理者制度にのせていったと。それで、この件数全部が合併当初、17年1月11日の議会で、全部専決処分の承認をいただいた指定管理なんです。したがって、合併当初のときには、皆持ち寄って、これについてはこうしようと、指定管理にしようというような協議ができて、1月11日の第1回の議会のときには、かけているわけです。

したがって、ここには書いてないものについても起債を受けてるか、辺地債を受けてるか、自治振興資金を充ててるか、それぞれ補助金とか何かをもらって建ててるものです。そういうものを市の条例に位置づけておったと。それについては、勝手にはできませんので、この指定管理をやってきてるということです。集会所でも、そういうことでなくて自前で建ててる集会所も、周囲を見渡していただければあるんでないかと。ここに載ってないものは、そういう形で建設されておると思います。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 それでね、この単独であろうが空欄であろうが、今、副市長が言われたように、何らかの形で補助金が入っておるということなんです。この指定管理になっておる施設については、本会議で総務部長も言っていましたように、特に地元としては、一番の関心事は、修理修繕、改修があるんですね。その改修については、この施設については、市は上限何ぼで、3分の1か何ぼかというように補助金を出して、改修の補助をしとるということであったんですが、現実の話、ここに載っていない、指定管理をしていない地域の集会所等においても、修理修繕等を、市は補助を出しておった例があると思うんですが、これは、この立て分けはなしに修理修繕費は出しておるんですか。

○登里伸一委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） そういうことです。市といたしましては、集会所施設については改修も新築も、補助金制度をつくっておりますので、それでやっていただくということです。ただ、この指定管理の中での修繕等については、これはもう地域の持ち分でございますので、その修繕には出しておりません。ただ、改修と新築、これについては市のほうで制度がございます。指定管理しておろうと、そうでないものも全部含めてやっております。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 今、補助金の関係の話が出ったんですが、構造改善事業、政策等については国庫補助ということで、あとは県単とか、そういう自治振興とかで建築されたと思うんですが、国庫補助の場合、我々のときだったら、耐用年数間はこのことはできないということ、もしするのであれば、国の承認とか農政局の関係の届け出とか要るということなんですが、その辺はもうなくなったということで理解してよろしいんですか。

○登里伸一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 補助事業であれば、当然、耐用年数分については適正化法の絡みが出てきます。ただし、最近、法が、国のほうが、一応、10年経過すれば適正化法の緩和策ということで指示、指導していただきましたので、一応、10年をめどに、その施設が継続して地元の活性化に利用できる場合に限り、譲渡してもよろしいですという指示がありますので、それによって今回、させていただきます。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということはこういう、今回出とるんは集会所が多いんですが、集会所以外の建物、国庫補助で今ある建物についても同じような考え方ですか。

○登里伸一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 同じような考え方でいいかと思います。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。
小島委員。

○小島 一委員 ちょっと基本的というか肝心なことを聞きますが、これは建物だけで、土地は、底地は。市の土地の場合は市のままということで、解釈でよろしいんですか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） つぶさに用地まではちょっと調べてないんですが、これもほと

んど地域の所有が多いんじゃないかなと思います。一部、地域の所有にできないので、やむなく町の名義に部落有地を便宜的にやってるようなところもあるかと思います。そういうところは、やっぱり市と地域と覚書なり結んで、使用についての約束を果たしておるんじゃないかなというふうに思います。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 ちょっとこれ、たまたまここに契約書のコピーというか、サンプル的に置いたか、どういう意味で置いたかわからへんのやけども、見とったら、10年間は売買、譲与、交換、出資等はしてはいけないということ、その中で、これ、移転登記して、権利が地区に移った場合に、これ、公正証書書かんとこれでそれだけの縛りができるんかどうかというのと、もう一つは、10年したら、してはいけないということができるといふふうな解釈でええんですか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 譲与するわけですので、10年間は今の目的使用を続けていただきたいと。その後については、もう地域の皆さん方がよく考えていただいて、こういう利用目的がいいのか、他の目的でも、市としてはやぶさかじゃないということでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 今の話なんですが、今、こういう施設は減免措置がとられておると思うんですね。土地、建物等は、無償譲渡されてもまず減免措置はとられますか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 現有のままで使用していただく場合については、減免できると思います。ただ、専ら営業用に使うんやと、365日のうち、ほとんどが他にお貸しをするとか、そのところで誰かにお貸しして商売をするとか、そういうふうな営利目的で大半を使うというところは、固定資産税をいただくことにはなるかもわかりません。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちなみに、この我々の身近なところで、減免措置をとられる施設、事業所というのは、どういうものが対象になりますか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 固定資産税で減免措置されるのは、かなりの件数があるものがあると思います。ただ、市とか公共団体が所有するもの、それから、地縁団体が所有する施設もありますよね、土地なんかは。自治会が所有するものについては、市としても課税は、本来はしないというふうには思います。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、先ほどの小島委員のちょっと話の続きになるんですが、10年間というようなことであって、今、副市長の答弁の中で、10年過ぎて、こういう時代ですから、集会所を10年間無償譲渡してもらっておっても、いわゆる限界集落みたいなどころはあるわけですね。限界集落で10年後に、その集会所としての価値がなくなる、また、価値がなくなるというよりも、利用がなくなるというようなことになった場合に、今度は、その土地建物が課税対象になり得ることもあるんですか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 現に自治会の所有であれば、課税は市としてはできないと思います。ただ、これを先ほどのように、10年間過ぎて民間に売却してもいいのかということで、売却して所有権が移れば、その所有者がどういう個人か団体なのかわかりませんが、課税できる団体であれば、それはもう当然、固定資産税は課税することになると思います。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 譲与ということになれば、このいわゆる契約書では、これは財産だけのことにはしか触れられてないんですけれども、指定管理ですと、事業報告というのをささなければなりませんけれども、今後、営業に使ってるかどうかとか、地域の人たちがどういふふうな活動をしているかということについては、やはり報告を求めるといふことになるのでしょうか。

○登里伸一委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 10年間については、大きく利用形態を変える場合は、やはり我々としては、御相談なり報告をいただきたいなと思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今ちょっと、小島委員から指摘があったんですけど、10条に報告を求めることができるということになってるようなので、市としては、そういうふうな事業報告を、指定管理と同じような形になるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 10条には、譲与人は第8条に定める期間を満了するときまで譲与物件について随時、実地に調査し、または所要の報告を求めることができる、これは市のほうだと思います。この場合、譲受人は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならないということがございますので、はっきりここに定めがございますので、10年間については報告を求めることになると思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは、適宜というような、随時ということで、明確にはなっていないんですけども、指定管理の場合はどういうふうな形で事業報告を求めているのでしょうか。1年間とか。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 地域改善の関係の集会所につきましては、全て指定管理でございまして、その分につきましては、所定の様式で年度末に報告書をいただいております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この譲与を受けるに当たって、ある自治会長さんは、そういう事業報告を譲与された場合、提出しなくてもいいから、その分、肩が軽くなるんだというような

話をされてた方がいらっしゃるんですけども、そこら辺は、これとは少し。そしたら、十分説明がその自治会長さんのところにまで届いてないというふうなことになるんじゃないでしょうか。指定管理を受けるんだったら事業報告を、それは負担になると。しかし、この譲与の場合、そういう報告がないので、その点は少し肩が軽いんで、譲与のほうに行ったというような話もちよっと聞いたんですけども。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） ここに書いてある所要の報告を求めることができるということですから、相手に求めたら出していただかならんと。こちらのほうから求めがない場合は、提出が義務づけられておりませんので、先ほどおっしゃったような理解をしている方も多いんじゃないかと思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ただ、営業に使うかどうかとか、先ほどあった固定資産税の関係とかで、どういうふうな使い方をされてるのかというのは、やはり譲与しても市が補助金をもらって建てたものであれば、やはりその都度、その都度、点検はしていく必要があるんじゃないかと思うんですけど。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） そうやと思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、どういうふうな形で今後されていく予定なんでしょうか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） まだ詳しくこうするということは決めておりませんが、できるだけ地域の皆さん方に今の利用の実態を変える場合、報告をしていただきたいよというお願いはしたいとは思いますが。ただ、その報告がなく変更する、しておる場合には、これは我々が、周囲の皆さん方からの情報提供だとか、こちらのほうからの調査だとか、そういうものでつかまなければいけないんじゃないかなと思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 やはり、公のものを地域に譲与する場合、そこら辺もきっちりとその団体と、ここはほとんど自治会ですけど、自治会とやっぱり協定を結んでおくと、明細にしておくということが、やはり公の施設ということの意識も出てくると思うんで、そこら辺はやっぱりきっちりすべきではないかと思うんですけど。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） ほとんど自治会に譲与するものが多いわけですので、自治会の役員会、または総会のときに、そういうことはこちらのほうからお願いすることにしたいと思います。ただ、この施設も、皆さん方も御承知やと思うんですが、ほとんど地域の集会所を建てるための、他の事業費捻出という方法をとっておられるところが多いわけですので、公の施設といいながらも、ある地域では、そんなもん、これは我々のもんやと、市の名義になつとるのもおかしいんと違うかみたいなような御意見も聞いたこともございますので、そこらあたりは、個々の地域の皆さん方の意識の違いもやっぱりあるのかなとは思いますが、そう言いましても、きっちり条例にうたってきておった施設でございますから、先ほど委員のおっしゃったようなことだけは、我々としては責任を果たしていかなければいけないなというふうな思いはいたします。

○登里伸一委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、これで質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 お諮りします。

議案第26号、財産の譲与について（農村婦人の家）ないし議案第38号、財産の譲与について（子供人形浄瑠璃館）、以上13件について、一括して採決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、そのようにさせていただきます。

議案第26号ないし議案第38号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第26号ないし議案第38号について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- (14) 議案第47号 財産の譲与について（山所老人福祉センター）
- (15) 議案第48号 財産の譲与について（志知老人福祉センター）
- (16) 議案第49号 財産の譲与について（十一ヶ所老人福祉センター）

○登里伸一委員長 お諮りします。

議案第47号、財産の譲与について（山所老人福祉センター）ないし議案第49号、財産の譲与について（十一ヶ所老人福祉センター）、以上3件について、一括して議題としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、そのようにさせていただきます。

議案第47号ないし議案第49号について、質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 この3施設についても、先ほど、副市長が言われたように、地域の集会所を建てるに当たって、いろんな事業を探して、それで地元負担を軽くするというような意味合いがあって建てて、名称はこういうふうになっているということでありませ

ども、全体として、この3件にかかわらず、こういう地域の集会所の耐震の問題ですけれども、耐震診断とか耐震補強とかいうことはどうなってるんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 耐震につきましては、診断はしてございません。旧耐震の部分につきましては、今後、検討をしなければならないのかなというふうに思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、今は、議題になっている3施設については、耐震診断をすると。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 耐震をするということではなく、今後の方向性とか、施設を見ながら検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） この今、議題となっておりますものにつきましては、譲渡しますので、市が直接、耐震診断をするということはありません。ちなみにですけど、これ、月日までちょっと正確に把握しておりませんが、それぞれ、56年、57年、59年の建物というふうに聞いておりますので、それ自体も必要が、多分ないのではないかなというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今は建てた、建築年数がそれに該当しないというようなことであつたわけですが、そうしたら、それ以前、これは一つの集会所ですから、ほかの集会所でも昭和55年以前のものもあるのか、そういうところについては、今後どう考えていくんですか。ほとんどがクリアしてるんでしょうか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 今、指定管理を今後するというところについて、56年以前の建物は幾つかございます。その部分については、これは、それ単独でちょっと考えられないんですが、市が所有をしている建物全体で、まだ耐震診断なり、そういうものをしてないものもたくさんまだございます。小学校とか、学校とかそういうのは済んでますけれども、それ以外のものはまだのものもございますので、それらもあわせた中で、どういうふうにやっていくのかというのは、今後の検討になろうかと思えます。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 意見がございませんので、委員間討議を終結します。
お諮りします。

議案第47号、財産の譲与について（山所老人福祉センター）ないし議案第49号、財産の譲与について（十一ヶ所老人福祉センター）、以上3件について、一括して採決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、そのようにさせていただきます。
議案第47号ないし議案第49号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を願います。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第47号ないし議案第49号について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

再開は、午前11時5分といたします。

(休憩 午前10時53分)

(再開 午前11時05分)

(17) 議案第5号 南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 再開いたします。

次に、議案第5号、南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第5号、南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(18) 議案第54号 公の施設の指定管理者の指定について（神道公会堂）

○登里伸一委員長 次に、議案第54号、公の施設の指定管理者の指定について（神道公会堂）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 これ、全部ではないと思うんですが、ちょっと見てほしいのは、議案第60号の協定書の12条の2というのがあるんですが、これが、ほかのものにもあるところもあるんですが、2に、損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するということがあるんですが、これ、具体的にどういう事例を想定しとるんですか。指定管理者に、市が補償したものを、今度は指定管理者に求めるというようなことを書いてあるんですが、具体的にどんな場合が、こういうことが起こり得るんですか。

○登里伸一委員長 これは、54号のことをやっとなるんですね。これ今度、これからまず、1件1件になります。

○印部久信委員 1件1件か。これまあ、皆、協定書に書いてあるところと書いてないところがあるんですが。これは、こういうのはどういう場合かな。

○登里伸一委員長 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 今、印部委員さんが言われた議案のを私、見てるんじゃないんですが、同じことやと思うので。あくまで、その指定管理を結んで、その指定管理者がその施設の管理運営に当たって、それをやっているときに、指定管理者の明らかに責任があるというようなことでもって市が損害を受けたとか、第三者が損害を受けたと、その第三者、損害を受けたところから市に請求があって、それを市が支払った場合に、市はその指定管理者に対して、その分の全部なのか一部なのか、それはわかりませんが、その分について、その市が支払った分の幾らか、そういったものについて求償できますよという、そういうことです。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ここに書いてあるとおりの解釈はそのとおりやさかい、具体的にどのような事例の場合がこういうことに当てはまるんですかと言ひよんねん。今の解釈はこれ、辞典を読んでものと一緒でねえか。それはわかるねん。そやから、具体的にはどういふことを想定されとるんですかと言ひよるねん。具体例よ。架空の具体例でいいねんで。こういう場合はこうですよということを言うてほしいんです。今のそんな文章の説明だったら、当たり前のことでねえか。現実に、どういふ場合がこれに当てはまるんですか。

○登里伸一委員長 具体的に説明願いたいと思います。
市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、指定管理期間中に大きな破損があったとします。それを原状回復義務等、また、管理者の義務というのを怠ったために、その損傷がひどいとなります、そしたら、次にやはり、市にお返ししましょうとかいう、例えば、市にもう、使わなくなったからお返ししますというようなことで、市はまた、ほかの目的でもし使うときに、そういう損傷があらわれた場合、困るというようなことで、明らかに回復義務を怠ったりした場合において、その一部を指定管理者に請求するという場合もあろうかと思ひます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは違うな。第三者でねえか。指定管理を受けとる、私が公民館の指定管理を受けている、そのことによって、第三者が損害をこうむって、その第三者に市が賠償を払った、私のかわりに賠償を払いました。けど、市だけが払うんがおかしいさかい、うちにも何ぼか払ってくれということよ。そうだ。指定管理を受けとる私の責任において、市に損害を与えたんじゃないんよ。第三者に損害を与えたことによって、明らかにそれは指定管理の協定を結んどる対象者が損害賠償を支払わなければならない、第三者に払いました、しかし、市が払うだけでは、これは市が100%払うのはおかしい、指定管理者のあなたも何割かの負担を求めよということやさかい、どんな事例かなと。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。

（休憩 午前11時13分）

（再開 午前11時25分）

○登里伸一委員長 再開します。
市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 先ほど、市及び第三者ということで、第三者の場合につきましては、やはり今の適正管理をしようちは、まずそういう可能性がないと思うんですけど、例えば、階段のすべりどめを直さずに放置して、階段から落ちたとか、ぐらついでる手すりがかかっているにもかかわらず、その手すりごと転倒した、そういう場合につきましては、指定管理者の責任を問われる場合があると考えております。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 ここは、ほかのところと違って、一つの運動団体に指定管理者となる団体というふうになってるわけですけども、ここはいわゆる集会所条例ではなしに、合併当時はどういう条例でここが規定されてたのか、お伺いいたします。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） この議案第54号から58号の集会所につきましては、合併当時、別立てて、地域改善等に係る集会所として、別に条例を定めておりました。平成19年の6月議会におきまして、条例がそういう、個別に定めておくことにより、新しい人権問題が発生するというので、この地区名を個別にせずに、現在の南あわじ市地域集会施設条例に一本化したところで、今の状況になっております。

ただし、その合併当時の個別に置いた条例におきまして、既に指定管理、合併当初指定管理しておりました。その内容といたしましては、今回は指定管理料ゼロになっておりますけれども、その個別にあった条例に基づきまして、指定管理料を定めた上で10年間、その地区に指定管理をお願いして、今まで管理してきたところでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 議案第54号から議案第58号まで、そういうふうに、合併時は集会所条例でなしに、別条例であって、別条例であれば地域が限定されるというところから、集会所条例に変更したということであります。しかし、こういうふうに、指定管理者となる団体がこういう団体でありますと、やはり地域が指定されるというか、認識されるとい

うようなことになるわけですし、せっかく条例が廃止された意味合いが今回、ちょっと違ってきた方向になってるんですけれども。本来、やはり神道自治会が指定管理を受けるべきものであったかというように思いますが、そこら辺の話し合いがどういうふうになされてきたのかということと、やはり神道自治会が受け入れができなかった、その理由についてお伺いいたします。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、この集会所、先ほど言いました54号から58号の議案の施設につきましては、ほとんど地元負担金なしに国費、県費、あと、旧町の負担で建てたものでございます。まず、そういった対策事業というようなことで建築いたしました。この地区におきましては、結果的には、まことに残念なんですけれども、本来は自治会の代表者と契約すべきものと思っておりました。ただ、一つだけ解決できない問題というのがございまして、これは先日の議会でも申し上げましたとおり、二つの施設が並立して、それぞれ全体で使用しとるというような実態でございます。

なお、この地区につきましては、対象世帯が7世帯、あと、全体の自治会が71世帯というようなことで、本来、71世帯がそれを一緒に使っておるわけなんですけれども、やはりその事業で7世帯のために建てたという、もう随分時間がたっておりますけれども、まだ関係者以外の方は、そこをお借りしとるというような認識がまだ残っておるということでございます。

ですから、本来は自治会全部で、全体で使っているものですから、自治会との契約をさせていただきたかったところでございますけれども、やはりまだ借りとるというような認識が強い関係上、その関係団体の代表者しか、今のところ契約できてなかったと、まことに残念な結果なんですけれども、早急にそういった調整を行いまして、あるべき姿にまた進んでまいりたいと考えております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、部長から説明があったんですけど、ここに団体の概要というのが資料としてついてますけれども、神道地区は人口193人で、その中で会員さんが13名というところで、圧倒的に神道地域の人たちの中では少数の会員さんであるわけなんですけれども、自治会とは話をされたんですか。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 私どものほうは、その自治会長とお話はする機会がございませんでしたけれども、その団体の代表者、もしくはその住民とは、もう3年も4年も前から、この指定管理について、できるだけ格差のないようなことで調整を行ってまいりました。この地区につきましては、そういう71世帯、大勢の方が一緒に管理しようというようなことで、経費は全て地元持ち、つまりは、その団体持ちじゃなしに、自治会持ちで運営していこうという実態がございます。

ですから、先ほどおっしゃられたとおりに、本来は自治会との契約にしたかったところがございますけれども、先ほど、心情的にまだお借りしとるといような考え方もあるものですから、今の、まずもって団体の代表者ということで契約をさせていただきたいと考えております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 せっかくというか、別条例を一本化して、そういう地域が限定されないような方向で行ったにもかかわらず、こういうふうになっていったというのはすごく残念な結果になってるんですけども、今、部長が、自治会長とは話し合いは一度もしてないんですか。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 私はその自治会長とは直接、この話につきましては、私自体はしておりません。ただこれ、全体的な調整というのを長くかかりましたので、各地区の代表者、その団体の代表者とお話しして、足並みをそろえようというようなことで、3年、4年かけて話をしたところでございます。それで、この地区の団体役員と自治会長さんが調整したと、してこうなったという状態が今の状態でございます。本当に、まことに残念な状況であるというのは、私も認識しとるところでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 神道地区のある方とお話ししたときには、先ほど、いろんな地域の譲与に関して、総会を開いたり、班長会とか役員会で決めていったいろんなケース・バイ・ケースがあるような話がありましたけれども、ある人は、隣保長をしてるけども、こういう話は一度も聞いてないというようなこともあって、どういう。そやから、全体として、余り地域の方々の中にこの指定管理をするか譲与とか、いろんなことの話し合いが十分なされてない中で、こういう団体だけの話し合いの中で進めていったというようなことが

ちょっと否めないような感じがするんですけど、そこら辺はどういうふうな認識なんでしょうか。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 私どもも、全体の調整ということに時間がかかりましたので、まずは地区それぞれの代表者、役員さん、その調整にかかっておりまして、この地区につきましては少し、関係者イコール全体の、自治会全体というような状況でございましたので、やはりもう一苦勞しなければいけないかとも思いましたけれども、やはり全体の足並みをできるだけそろえていこうというようなことで、この地区の自治会の皆様方とは話ができなかったのが現実でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 部長も、3年、4年かけていろいろ協議してきたというか、すごく時間がかかって苦勞の跡が見えるんですけども、やはり今回はこういうことになったのはすごく残念な思いがいたします。

それと、施設の修繕等、第7条で書いてあるんですけども、それも、後で出てくる55号、56号、57号と若干違うわけですけども、そこら辺もこういう形で行くというふうに協議の中でなったんですか。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） そうでございます。十分に協議を重ねました。それで、合併から現在10年に至るまで、それぞれ集会所、公会堂の指定管理料をお支払いしとったわけでございます。ただ、一般地区との格差は指定管理料をお支払いすることによってこのまま継続していくわけにはいかないということで、まずは指定管理料をゼロにしたいと、まずここから御理解をいただくのに時間がかかったわけでございます。

そして、今の議案第54号につきましては、まず指定管理料は無償で、そしてまた、管理者が全体で管理していこうというようなことで、全部地元持ちということで御理解をいただきました。他地区につきましては、指定管理料を全部ゼロにした関係で、これはもう少し、先ほど言いましたように、危険が生じて高額な改修等が必要なときには、これはやはりある一定の部分を決めて、市と協議しましょうというようなことで、ようやく、今の状況で住民の方々の御理解をいただくことができたというのが今の現状でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 苦勞の跡がわかるんですけども、大変残念な結果になってるので、今後、まださらに努力が必要なのかなというふうには思ってます。
以上です。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第54号、公の施設の指定管理者の指定について(神道公会堂)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(19) 議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について(野原集会所)

○登里伸一委員長 次に、議案第55号、公の施設の指定管理者の指定について(野原集会所)を議題とします。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員　　これは、先ほどの説明があった合併時と19年との条例改正で、一般集会所というところになったわけで、これは自治会が受けるということで、それはいい話なんですけれども、ただ、先ほど部長が言われた、一般の集会所と格差をなくしていくところで、指定管理料もなくしてきたと、今回、なくすという話でありましたけれども、ただ、第7条の施設修繕費等というところは、ほかの集会所と違って、協議するというふうに違いますけれども、その格差をなくすということになれば、ここも同じようにすべきでなかったのかと思います、その点いかがでしょうか。

○登里伸一委員長　　市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓）　　そうあるべき理想というのは、先ほどおっしゃられたとおりであろうと思いますけれども、やはり、こちらの理想と現実の違いというのがございます。やはり、指定管理料全部、ばっさり諦めていただいたというようなことで、管理者も非常に不安でございました。ただ、日常使っているものにつきましては、これはやはり指定管理者の責任でもって負担していただく。ただ、危険箇所ができて、高額なもの、あるいはまた、管理運営に支障を来すような重要なことができましたら、ある一定の金額以上を定めまして、市と協議していこうというようなことで結論を得たわけでございます。

○登里伸一委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　そうすると、先ほど話があった集会所の改修等に、新築とかいろいろなもので補助金をどうするかというのは条例で決められておりますけれども、集会所条例で、改修、新築の場合は2分の1、3分の1とか決められておりますけれども、先ほど部長が言われたように、高額になったら、そういう集会所の条例の中で適用できると思うんですけれども、それ以外にまた協議するということになるんですか。上乘せをすとか、そういうことに今、話として聞こえていったわけなんですけれども。

○登里伸一委員長　　市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓）　　もちろん、基本的には一般の集会所の定めというのが基本になりますけれども、ただ、そうはいかない場合も出てくるかも知れません。まだ具体的にそういう事案はございませんけれども、今までの経過等を踏まえまして、やはり相談に乗っていただきたいというような御意見でございましたので、やはりそこには、もう

一文、定め書をさせていただいたところでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど、集会所等建設事業補助金制度ということで、市のホームページにも載っているわけですがけれども、ここでは公会堂の対象物件ということで、いわゆる集会所と同じというふうになってるんですけども、やはりそれと同じような扱いをしていかないと、いわゆる格差を助長していつているというふうに理解もあると思うんですけども。同じように統一しておいたことこそが、みんなと同じということになるんですけど、格差をつけていくと、さらに格差を広げていくということになるので、やはりそこは市としては、それは相手のあることですから大変な部分もあると思うんですけど、毅然とした態度で臨むべきでなかったのかと思うんですけど。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） それは本当に、理想と目標は、委員さんおっしゃるとおりでございます。ただ、今までの長い歴史、この事業の経過、そして、その事業廃止後の現在に至るまで、やはり100%解消できている事業では、私はないと認識しておりますので、やはり、全て問題解決するというのが間近になるような形で、ソフト面を重視しながら、やはり進めていって、行く行くは、先ほど理想に近づくというようなことを念頭に置いておりますので、まずもってここ10年間、そうした取り組みをより一層努力したいと考えております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ソフト面で頑張ってくださいということは、いろんな事例もありますので、それはそれでやっていただきたいというふうに思うんですけども、やはりこういうふうにはっきりと条例の中でうたっていくということになりますと、格差がわかるわけですから、そこはやはり、市としてのスタンスが問われるというふうに思うので、もっと毅然な態度をとれなかったのかということになるんですけど。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 毅然か毅然でないかというようなことよりも、やはり、私はこの職務として、目標をしっかり定めた上で努力し、進めてきた今の段階的な結果で

ございますので、またこれからの努力を惜しむことなく進めてまいりたいと思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 もう繰り返しになりますので、もうこれで終わりますけれども、その努力というのは、指定管理料を外したとかいうことで、少しは前へ向いてるのかなというふうには思いますけれども、これをまた将来的にこの方向で行くということになれば、やはり同じように格差をつけたものということになるので、部長は、まだこれからの相手との交渉の中で変わっていく可能性を示唆されてますけれども、やはりこの機会にきっぱりすべきものであったというふうに思っております。

以上です。

○登里伸一委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第55号、公の施設の指定管理者の指定について(野原集会所)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(20) 議案第56号 公の施設の指定管理者の指定について（福井北集会所）

○登里伸一委員長 次に、議案第56号、公の施設の指定管理者の指定について（福井北集会所）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 1点だけお願いします。先ほどと同じようなことで指定管理をするわけですが、先ほどの54号は、さっき言うた施設の修繕では全部地元負担と、しかし、ここは違うということになれば、同じ合併当時の条例の中で、違う対応になってるんですけれども、そこでまた違う格差というのが生まれてくるのではないかと思うんですけど、その54号から58号までの間での違いというのは、新たな格差を生むのではないかと思うんですけど、その点はどういうふうに認識されてますか。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 格差というよりも、今の各地域における進捗状況の違いということで御理解いただきたいと思います。先ほどの54号につきましては、そういう特定の世帯、あるいは特定の地域というのを問題解消できたという過渡期ですから、全体でやはりその施設を利用していこうという御理解をいただけたと。55号、56号、57号につきましては、自治会が一本、イコールでございますので、やはりまだ御理解が得られてないというようなこと、また、58号につきましては、対象世帯がゼロになっておる状態なので、当初、その事業の始まった世帯と、今、使用されとる世帯が全く異なるというようなことで、ですから、この地域よっての進みぐあいが、まだ足並みがそろってないというようなことで、違いが出てきたと。ただ、格差を広げる、そういうようなことには絶対つながらないと認識しております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 同じような地域で、片一方は修繕費は自分でみる、片一方は市と協議ということになれば、また同じようなことではないというふうなことになるというふうに思ってますので、そこは少し、同じような状況にならなかったのは残念な結果だというふうに思っています。

○登里伸一委員長 答弁よろしいですか。
ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第56号、公の施設の指定管理者の指定について(福井北集会所)を原案のとおり
可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(21) 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について(高原集会所)

○登里伸一委員長 次に、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について(高原
集会所)を議題とします。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 登里伸一委員長　　これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 登里伸一委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について（高原集会所）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 登里伸一委員長　　挙手多数であります。
よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(22) 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について（沼島集会所）

- 登里伸一委員長　　次に、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（沼島集会所）を議題とします。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 登里伸一委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 登里伸一委員長　　これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（沼島集会所）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

昼食のため、暫時休憩します。

再開は、午後1時といたします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後 1時00分）

(23) 議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について（伊加利コミュニティセンター）

○登里伸一委員長 再開します。

議案第59号、公の施設の指定管理者の指定について（伊加利コミュニティセンター）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 これは、伊加利地区全体の方々が使用する施設というふうに理解してるんですけど、これ、収支計画書では、人件費32万4,000円、年間、月2万5,000円の人件費だというふうに思うんですけども、これ、ここの施設を運営するに当たっては、光熱水費とか、消耗品費とか、いろいろ要と思うんですけども、これが記載されていないんですけど、こういうのはどこが持っているのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 維持に係る光熱水費等の部分につきましては、湯の川荘

と同一のメーターといいますか、それによって維持管理をさせていただいております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしたら、消耗品とか修繕費、ここに書いてある建物保険料とか、もろもろはもう湯の川荘と一体になった形で経費として賄ってるということなんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 消耗品につきましても、トイレトペーパーとかもあるんですが、そういうものにつきましては、消耗品で購入をして、そこに置いております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その財源はどこから出てるんですかということをお聞きしてるんですけど。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 老人福祉センター費でございます。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 維持管理経費については、市が負担をしております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、年間幾らぐらいになってるんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 湯の川荘だけの部分というのについては、ちょっと今、手持ち資料がございませんが、全体のセンターの決算、25年度の決算なんですが、1,928万9,024円というような経費の中に含まれております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 だから、それは湯の川荘と合体になってるから、これ、単独ではわからないという話なんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 事務所のほうに戻りましたら、それぞれの分、仕分けできるんですが、ただいま持っている資料につきましては、緑福祉センター、それから、萬松園、亀岡荘、ふくら荘、湯の川荘といった5施設の分の経費全てでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっとわかりにくいんですけど、今説明があったのは、これから出てくる亀岡荘、ふくら荘なんかも全部、人件費、ちょっと亀岡荘は違うんですけど、ほとんど人件費のみなので、あとの光熱水費とかもろもろは、そういうふうに一本でセンター費で置いてるということなんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） そのとおりでございます。

○登里伸一委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第59号、公の施設の指定管理者の指定について（伊加利コミュニティセンター）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(24) 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について（中筋地区農村集落多目的共同利用施設）

○登里伸一委員長 次に、議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（中筋地区農村集落多目的共同利用施設）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（中筋地区農村集落多目的共同利用施設）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(25) 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について（安住寺集落センター）

○登里伸一委員長 次に、議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（安住寺集落センター）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 ございませんので、これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（安住寺集落センター）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(26) 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について（志知研修指導施設）

○登里伸一委員長 次に、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（志知研修指導施設）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（志知研修指導施設）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

(27) 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター 亀岡荘）

○登里伸一委員長 次に、議案第64号、公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター 亀岡荘）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 1点、お伺いたします。ここに収支計画書が出てるんですけども、大方のところは人件費なんですけど、ここにその他というのが出てますけども、これは需用費で、何を使う予定になってるんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この部分につきましては、トイレトペーパーの購入等に当たる消耗品でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど、何か伊加利のコミュニティセンターのときにお尋ねしたときは、何か亀岡荘も含めて皆、一体という話だったんですけど。ちょっと答弁が違うように思うんですけど。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 5万9,000円の分につきましては、シルバー人材センターの事務費分の支出でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 何か、認識がかなり違うようなんですけども。ここはまたほかのところと違って、シルバー人材センターに指定管理するわけなんですけど、この人件費84万円というのはシルバーの方を活用するというか、してもらふということの人件費というふうに理解してよろしいんですね。それに伴う事務費的なものをここで出しているというところで、ほかの施設と違うというふうに理解してよろしいんですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 84万円というのが純粋な人件費であって、その7%になりますけども、5万9,000円がシルバー人材センターの事務費分に当たるということでございます。

○登里伸一委員長 よろしいですか。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申しわけありません。ちょっと勘違いしておりまして、これはシルバーの7%に当たる事務費でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これも阿万地区全体で活用する施設だというふうに思いますが、やはり同じようなふくら荘なんかは老人クラブというふうになってるんですけど、そこら辺も一応探ってみたという経緯はあるんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 亀岡荘につきましては、地域の老人福祉センターということで、地域の高齢者の憩いの場として活用していただいております。これは、阿万全体の老人クラブの方々が利用しているというのは、使用実態でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それはわかるんですけど、それからの話を質問したんですけど。シルバーになってるので、ふくら荘なんかは老人会になってるので、そこら辺の老人会との協議はされたんですかということをお尋ねしてるんです。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 私の記憶なんですが、亀岡荘の管理、シルバーということなんですが、シルバーにつきましては、昭和54年に淡路の広域シルバーが設置されました。そういうことから、高齢者の就労機会を促進するという観点で、いわゆるもともと亀岡荘は、町の臨時職員でございまして、その職員をシルバーのほうに登録し、そして、その登録したことによって、シルバーに委託したというようなことがきっかけでございます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これ、亀岡荘については、シルバー人材センターに指定管理したとい

うことは、それは問題ないわけですが、これは、老人の福祉施設ということで、これは理事長の清水さんが今回も管理者を探すのに、一人で苦労されよったと。ほんで、何か見つけてきたらしいんですけどね。これはやっぱり、何ぼ管理されたというても、やっぱり老人会との十分な話し合いをして、それでやっぱりそういう希望者があれば、管理者を募集するというような形をとってもらわんと。これは今回も何か、上町の人で、地元でやるようなことを言うてましたけどね。やっぱり老人の福祉施設なんやから、何ぼ清水さん、これ、理事長ですわね。それ一人、何や、なかなかあれへんとかいうて、やっぱり聞きよったら、何の相談もないというような、そういう不平不満というのが聞こえてくるのよな。そやからやっぱり、そういう募集さえかけたら、阿万地区で幾らでもおると思うんよな。

そういうことを今後やっぱりしていただかんと、もう指定管理したよって、清水さんに一任して、全部切り回すというようなやり方は、これは。今までやっていただいた方、これはもう熱心にようやっていただいて、特に亀岡荘は、老人会だけでなしに商工会とか、かなり利用度も高かったと思うんよな。その点どうですか。これ、そういう指定管理したんやよって、もう清水さんが権限でやるんやと、それだけの権限がこれ、あるんですか。あるんやったら、わしが言いよることは間違うてんねんけどな。老人福祉センターということは、これは阿万地区で、そういう高齢者のやっぱり、なかなかそういうちょっと就職というか、やりたい人も数ある中で、その点についてどない思いますか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今の委員さんのお話はごもっともだと思います。過去なんですが、亀岡荘につきましては、阿万地区の老人会長さんがそこで事務をとっていたというような事実がございます。そういうことで、老人会長さんの意向も酌みながら、シルバーとの委託というような形で流れてきたと、そのように思います。今回、委員さんからのお話のとおり、老人クラブのほうにはちょっと声がかけてないなので、そのあたりにつきましては、今後、老人会長さんにも理解を求めるように説明をさせていただきたいと思っております。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そんな、老人会のほうは、特に老人会長さんにしても、全くそんな独断でやってええんかというような声があったんでね。今後、そんなことのないように。もうこれは人事、決めてしもうとんによつて、どないもしゃあないけどね。やっぱり、地域全体で使うていく中で、それではぐあいが悪いと思うんで、そういうことを今後ないように、ひとつ、お願いしたいと思っております。

○登里伸一委員長 答弁よろしいですか。
ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第64号、公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター 亀岡荘）を
原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(28) 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター あづま荘）

○登里伸一委員長 次に、議案第65号、公の施設の指定管理者の指定について（老人
福祉センター あづま荘）を議題とします。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第65号、公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター あづま荘）
を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長　　挙手多数であります。
よって、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(29) 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター 仁尾荘）

○登里伸一委員長　　次に、議案第66号、公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター 仁尾荘）を議題とします。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　　これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第66号、公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター 仁尾荘）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(30) 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター ゆづるは荘）

○登里伸一委員長 次に、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター ゆづるは荘）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター ゆづるは

荘)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(31) 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について(老人福祉センター 稲田荘)

○登里伸一委員長 次に、議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について(老人福祉センター 稲田荘)を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について(老人福祉センター 稲田荘)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(32) 議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について（老人憩の家 ふくら荘）

○登里伸一委員長 次に、議案第69号、公の施設の指定管理者の指定について（老人憩の家 ふくら荘）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第69号、公の施設の指定管理者の指定について（老人憩の家 ふくら荘）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(33) 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について（老人憩の家 賀集荘）

○登里伸一委員長 次に、議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について（老人憩の家 賀集荘）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　ございませんので、これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について（老人憩の家 賀集荘）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長　挙手多数であります。
よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(34) 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について（灘いきがい創造センター）

○登里伸一委員長　次に、議案第71号、公の施設の指定管理者の指定について（灘いきがい創造センター）を議題とします。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員　1点だけお伺いいたします。これは、寄附金があって、灘地域全体で活用してほしいということで建てたものだというふうに本会議なり委員会であったわけですが、ここについての担当部署というのはどこになっているのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 担当部署は、長寿福祉課でございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、先ほどの亀岡荘とかふくら荘とかと同じような扱いにしてるんですか。運営というのは。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この灘いきがい創造センターにつきましては、指定管理料の中で全て維持管理部分については賄っていただいているということでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 収支計画書を見れば、消耗品、光熱水費なんかが出てて、そのふくら荘と亀岡荘との立て分けというのは、どういうふうにしてこういうふうになったんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） このいきがい創造センターの設立の目的というところが臨時議会の中で説明されたと思うんですが、灘に医者として来ておられた方の意向といえますか、その福祉に活用してくださいというような寄附の思いを受けて始まったものでございまして、その部分、寄附金の活用について、灘の地域が十分協議して、このように維持管理をやっていくというようなことがなされたというようなことを聞いております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 きのですか、委員会で、3,000万の寄附があって、その果実運用で運営をしていったけれども、その果実が今、減ってきて、それで市もお金を出しながら運営してるというふうな話であったかと思うんですけども、その3,000万というお金は、また別立てに基金として積み立ててるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

か。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） この前の総務建設常任委員会の際に話が出たと思いますが、当時、どういった理由でそういうふうにしたのかまではちょっとわかりませんが、財政調整基金の中に積み立てたということで、当時はその果実でもって、ここの維持管理経費に充てるといいますか、そういったことで進んできたというふうに聞いてます。

ただ、現実にはその部分が今どれだけというか、そのままあるのか、その辺のことについては、はっきりはちょっと承知はしてないんですが、果実運用だけをやってきたのであれば、そのままあるということになるかと思えます。ただ、利息が当時と違いまして、利息がずっと、この当時と比べると全く変わってますので、その辺については、実際にはその果実でもって運用できているかという、できてないのかもわかりません。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、その3,000万が現在、そっくり残ってるか、それを取り崩しながらというか、一般財源の中に入ってるからわからないと思うんですけども、そこら辺はもう明確になってないということになるんですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 財政課のほうで基金の管理をする上では、整理はされているというふうには聞いてます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、今、3,000万が減ってるか、現状維持なのかというところは、財政課がきっちりとかんでるというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） これ、ちょっと確認しないとわかりませんが、恐らくわかっていると、整理はされているものだというふうには思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、せっかくの厚意でありますので、個人の名前をつけて、別に基金としてちゃんと管理していくというようなことは考えられないのでしょうか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 理由というか、当時、一番最初に寄附を受けたときでも、そういう対応と、それか財政調整基金かという、そういうことがあったんやと思うんです。ただ、そういう実際の事情はちょっとよくわかりませんが、こういう財政調整基金に積んで整理をしていくほうが良いという、その当時は判断をしたんやと思います。今、それをあえて別立ての基金にするというところまで、するほうがいいのかどうかというのは、整理さえできておれば、それほど今、もう何十年もたってからそういうふうにするのが適当かどうかというのは、無理にしなくてもいいのではないかなというふうには思います。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その方ももう亡くなってるという話ですので、それはもう、ちょっと本人の意向も確かめられない状況なので、今の状態で行くのかなというふうにはちょっと思うんですけれども、せっかくでしたので、そういうふうな名前を残した基金があったほうがよかったのではないかとというふうなこともちょっと思ったので、質問させていただきました。

終わります。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今の吉田委員の質問、寄附されたのは中内さんやいうて、地元のお医者さんやけども、これ、吉田委員、中村議員に聞いたら詳しいんで、あの人立ち会って寄附をされとるの。僕らそういう、どういう条件でやったやいうのは、中村議員が詳しく知ってると思うんで、それは聞いたらよろしいと思いますわ。金額は、けど、何か3,000万、もう金額ちょっと、もう記憶薄れたけど、中村議員がそんなことで立ち会って寄附しとるので、そういういろいろな条件とか、お聞きしたらええと思います。

以上です。

○登里伸一委員長 ありがとうございます。
ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第71号、公の施設の指定管理者の指定について（灘いきがい創造センター）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(35) 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（南あわじ市産業文化センター）

○登里伸一委員長 次に、議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について（南あわじ市産業文化センター）を議題とします。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 この施設について、ちょっとわかりにくいんでお聞きしたいと思うんですが、この産業文化センターというもの、そもそもこの産業文化センターというのは、

どういう事業目的でつくられたものですか。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 産業文化センターでございますが、これは南あわじ市の基幹産業の一つであります淡路瓦に関する歴史や、また資料を後世に伝え、また、実習・研修等を通じて、文化の交流が深まるということを目的として建設されております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 それで、この企業、議長から請求のあった施設一覧表を見とるんですがね、この施設一覧表、71号までは書いてくれてあるんですが、この72号については一覧に出てなかったと思うんですが、これ、総事業費幾らで、公の資金は幾ら入っておるんですか。何でこれ、出してくれへんなんだ、この72号だけ。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 1時37分）

（再開 午後 1時38分）

○登里伸一委員長 再開します。
産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 今、手持ちに持っておられる一覧表は、集会所、集会施設でございまして、産業文化センターは、先ほど、課長も言いましたように、地場産業、瓦の振興のための展示棟なり、そういう分野の建物で、地域の交流というのもございますけども。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと待ってくれ、そんな言いわけを聞きよるのと違うで。我々は議長を通じて、このたびの議案に出てきとるこの事業について、こういう一覧表を出してほしいと、何も集会所だけのことを出してくれと言うてあるのと違う。議案に対して出してくれと言うてあんのに。これ、部長は勝手に集会所だけのものであるやいうて、

あえてそういう言いわけのもとに出してないようなの、おかしいで。出したらいかん何か理由があるの。そんだったら出したらええでねえか。金額、そんなこと言われても、事業費と公の金が何ぼ入っとるかぐらい、わかるんだからな。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 事業費については1億8,385万4,000円、そのあと、これは工事費でございます。あと、備品購入費が284万5,000円、それと設計監理費420万円、用地関係費で680万で、合計1億9,769万9,000円となっております。

それで、財源の内訳については、県補助金として、これ自治振興事業ですけども、1,270万、起債について、1億7,301万5,000円。あと、瓦組合のほうから負担金として1,198万4,000円、合計1億9,769万9,000円となっております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、部長、起債であろうが何であろうが、これは公の金やの、そうだ。ということになってきたら、九十数%か、公の金が。そうなっとるんよの。そうだ。そない言うてもらったらええねん。あえて集会所だけであって、うちは関係ないさかい出さへんなんて言われても、出してもろうたらええんで。出していかんようなもんであつたらぐあい悪いけど。

そんで、聞きますけども、これは、この2億円ぐらいかけたこの施設は、さっき言いよったような主たる目的は、今、課長が言ったようなことを言いよんねけど、実際、施設を建てて、その主たる目的のための事業というのは、現実にはどんな事業が行われておるんですか。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 淡路瓦の歴史であるとか、また、瓦の展示、それから、学生等の実習等の事業を行っております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたらここに、この収支計画書を見ますと、利用料収入というのが2万円やな、上がっとるの。利用料収入、2万円。ということは、この2万円というのは

どういう類の収入ですか。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 実習等で実習したときの、主に材料費ということがございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、この2万円というのは材料費ですが、対象人数は何人ですか、これ。26年度の実績でよろしいよ。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 26年度の現在までの利用実数でございますが、実習等におきましては、学生・一般含めて、合計で144名の方が利用されております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 26年度144名で2万円の収入ということは、体験費は1人当たり幾ら。800円か。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この利用につきましては、市外の方は利用料というのをとっておりますが、ほとんど市外の方はございません。地元の辰美小学校の小学生がほとんどでありまして、その方々が利用した材料費ということで、約1,000円未満までというふうに思っております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 800円ぐらいやの、これ見たら。それで、そしたら担当課に聞きますが、年間それぐらいの対象者にそういう経験をしてもらっておるということであって、これは、これだけ多額の、2億円際多額の費用をかけて、こういうような今の実態、どう思いますか。所期の目的に応じたような活動をなされとると思いますか。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 確かに、この実習等だけの利用を見てみますと、ここ四、五年のうちは、大幅に減少しておるといふことで、PR等も足りないんじゃないかというふうに思います。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ見たら、指定管理料272万円、毎年、今後10年間で2,700万円余りの指定管理料を払って、所期の目的の文化センターを建設してやっておるのやけど、今の現状はこういう現状であると。これこそ費用対効果や言い出したら、これ、話にならんとするのやけど。これで、市はこれでいいと思うとんのけ。これは何とかせんといかんと思うとんのけ。どない思うとんのけ。指定管理を継続していく上においてよ。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 今言われました実習等については、確かに利用人数は減ってきてます。それとあと、瓦産業の歴史と伝統を伝えるということで、あと、展示棟というのがございます。それで、そこについては、記帳者がございまして、記帳している方が平成25年度で236人の方が来られております。多いとき、最初の平成7年度ぐらいは、記帳の方も1,130人ぐらいあったんですけども、減ってきてるのは確かでございます。ただ、そのほかにも、実習と展示と、また中の本館には、瓦組合も入った中で、地元の交流できる会議室もございますので、これは維持していきたいなど、そのように思っております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは、維持していくのはそれでええけど、今の現状の管理運営で、所期の目的が達成できておるよに思わんのやけどな。そうでしょう。体験する人が144人で、それに対する直接費用が2万円。施設維持管理の指定管理料が毎年270万円。こんなおざりなことでは、ぐあいが悪いと思うんやけどな。やっぱりもっと考えてもらわんと。そんで、もしこれがこのままで行くんならば、指定管理料、特に人件費、何人おるか知りませんが、117万円も使ってやりよる。果たしてこれをもっと人件費を下げるとか、維持管理費の経費を下げるとかいうことで、この今の人数であつたら、所期の目的

が達成されるんでないかと、私らは思うんですが、これ、この点についてどう思われますか。継続は構わんのですよ。やり方があるのと違うか。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この文化センターについては、ここに上がってます人件費、年間117万という経費が上がっております。これについては、常時1人が詰めるという形で、それと、この展示棟、月曜日以外は開けておるということで、開け閉めの関係もございます。また、そういう地元の会議の関係もございまして、やはり人件費的なものは必要になってくると思います。

ただ、先ほど印部委員さん言われるように、もう少し経費の関係を費用対効果で考えてはどうかという意見がありました。これについては、今回はこれで行きたいと思っておりますけれども、年度協定の中で、また考えるべきは考えていかなければならないかなと思っております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、部長の答弁の中で、地元の方々との協議の場というようなことを言われたけど、この施設は、瓦の振興のための施設であって、今、地元の方の協議の場というのは、どういうことかな。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この南あわじ市産業文化センターの設管条例の中で、設置として、地場産業の啓発並びに瓦産業の歴史及び伝統の修学に資するほか、高齢者の生涯対策、異業種交流等を推進し、地域の活性化を図り、産業文化振興の拠点とするため、産業文化センターを設置するとなっております、地域の活性化を図るのも一つの目的となっております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたらこれ、電気代をちょっと、光熱費を見ましたら、80万と書いてあるんよな。年間どれぐらい開けておるのか知らんけど。それでね、亀岡だったか、64号の亀岡を見てますと、人件費が84万円でこれだけの事業をしよって、亀岡の場合は光熱費がゼロゼロで行きよるんよな。先ほど吉田委員の質問の中で、別から補填しよる

ということなのですが、けどこれ、50万も60万も仮に要りよるのやったら、ほかから補填やということとはとてもでけらんと思うんですが。これぐらいの対象者でやりよって、80万円という光熱費というのは、ちょっと突出しとるように思うんですが。これはどれだけ、これ。この光熱費の80万については、どない思いますか。毎月7万円ぐらい要りよるということになんねけど。こんだけしか使いよらへんのに、職員1人でこれだけの光熱費がかかるというのは、ちょっとおかしいように思うのやけど。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 先ほど、25年度実績で電気料金、水道料金、ガス料金で73万6,940円、約80万です。展示棟についても、先ほど言いましたように、休館以外は電気をつけております。また、先ほどの地域の活性化ということで、会議のほうにも使っております。そういうことで、光熱水費がそれぐらい上がってきていると、そういうことでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしたら、その他の26万1,000円というのは、これは。需用費の中で26万1,000円というのは何ですか。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） その他につきましては、印刷製本、コピー機の補助であったり、また、実習等での灯油代等でございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、27年度が26万1,000円、28年度も26万1,000円。29年度になったら、11万3,000円、半分になつとる。それから、30年から36年の7年間になったら、年間3万2,000円。これ割ったら、22万7,000円を7で割ったら3万2,000円。26万1,000円言いよったやつが、3年、4年で今度は10分の1になるというのは、どないいうこと。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） これにつきましては、平成29年度に3年に1回の特殊建物の定期検査がございます。そのほうで、検査料が、下の施設管理費の保守点検料が21万3,000円と上がるための調整という意味で、その他の部分で減額させていただいております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 いずれにしても、この文化センターというのは、所期の目的からして何かこう我々が、中の詳しいことはようわからんですが、見た場合に、瓦工業組合というのは単独で事務所を持っていますね。産業文化センターというのは、私らの感覚的には、何か瓦の組合の出先機関のような感じも受けるんですが、そういうことはないんですか。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 瓦組合の事務所については、別途ございます。ここの産業文化センターにつきましては、建設当時、地元の津井地区の瓦組合のほうから寄附をいただいておりますということもありまして、津井地区の瓦組合が事務所という形で使っているように聞いております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと待ってよ、課長。それはおかしいな。瓦工業組合の事務所は単独で持つと。また、ある意味では、今度は津井地区の支部の、瓦工業組合の支部が事務所がわりに使つとることになってきた場合、この人件費の1人か2人か知らんけど、117万円というものが、文化センターの事務をつかさどるための事務費でなしに、瓦工業組合の支部の人件費もこの中で賄いよると考えてもいいわけかな。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そうではなくて、あくまでもこの職員は、産業文化センターの事務ということで、津井の瓦組合につきましては、そこの施設を使っているということで、職員については産業文化センターの職員として従事していただいております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、津井の瓦組合の支部は、わずかといえども、電気、水道、光熱費等については負担しとるのかな。事務所と使いよる上において。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） それは負担はしてないと認識しております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、課長、金額の多少にかかわらず、やっぱりその施設を民間団体が使うということになった場合、建設時の条件とかいろんなことはあると思うのやけれども、やっぱり民と官とはきちっとしたものを使って、やはりその施設をつくるときには、どういう形で、公の金が九十数%出とんのよ、これ、ちょっと2億円の事業費に起債と県の補助金等で九十数%出とる、地元の負担金も出とると思いますけど、そこできちっとした契約をしとかんと、わしらも少し出しとるのやさかい、使うの当たり前やと、水道、ガス、電気代はそっちで持つのが当然やいうようなことになってっても、やっぱり南あわじ市内には、そういうもろもろの施設があるので、やっぱりどこかできちっとした線を引いとくと、不公平が出てくると思うのよ。金額の多少はともかく。その辺についてどう思いますか。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 印部委員さんの言うのはもっともだと思います。できた当初、この地元も使い、瓦組合も使いという中で、津井の瓦組合に、当初はその施設を委託ということでやってたケースを、今、指定管理という形になってきております。そういうことで、事務所についても、その瓦組合が入ってる部分についても、当初、負担金、建設の負担金1,198万4,000円ですか、もらってた経過もありまして、そういうことで事務所を使ってるという経過もございました。

今、印部委員さんの言われることも、確かにそうだと思います。やっぱり、民ともあると思います。ただ、今、市民交流センターをその中に設けるという計画もありまして、そこら辺も精査をしていかならんのかなと思っております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、部長、これ今、その中に市民交流センターも併設するやいうこ

とになったら、ますますこれ、きちっとしたことしとかんと、混乱すると思いますよ。でないと、産業文化センターは、市が施設として瓦工業組合に指定管理をしないと。今度はそこで、ほんなら、津井の窯業組合を事務所として入れると。ただ、これは建設当時、寄附もするかわりに事務所の使用をしますよという了解事項があったら、それでええ。ただ、電気、水道、ガスはどうするかというのも、それも話し合い、その当時しといたらええことなんよ。そんで済むことよ。

それと、このたびの指定管理を産業文化センターの中に市の市民交流センターを、そこへ併設するやいうことになったら、今度は使用料の関係とかそういう関係、もろもろの関係、この辺にないさかい、ここを使うたらええやないかということは、それはそこで使うてもええねんけど、使うがための条件というものをきちっとしとかんことには、今後、市内21カ所でいろんな市民交流センターができるので、皆に理解できるような条件でやっとかんことには、なし崩しになっていくような気もするわけですよ。そこら今度、市民交流センターを産業文化センターに併設するなら、それはしたらええわ。ええと思う。ただ、そのときにどういような条件を考えてますか。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 条件といたしますか、今、そののほうに市民交流センターを持っていくと。それで、費用的なものは、この指定管理料、地域の公民館活動もあると思います。その中でという話の中で、市民交流センターを持ってくると、そういうふうに聞いております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 市民交流センターをそこへやるのは、何も私は反対でもない、それはもう、そこでやったらええと思うのやけど、やっぱり今度は、市民交流センターがあそこにできるということになったら、来客者も多数来ると思う。それと、夜の会合も頻繁に行われるようになってくると思う。そんで、今の市民交流センターは、各地域、地域につくったときに、地元からそんな費用を出したりするはずがない。そう。皆、市の施設の中でやりよるわけ。ほんなら、今度は、指定管理の中でやるということになるわけよ。そう。指定管理の施設の中を使うというのやさかい、そこらをどういように私はしといたらええんかわかりませんけど。やっぱり、皆がそういうことになつとるのかといういようなことに、きちっとしとかんといかんと思います。

終わっておきます。

○登里伸一委員長 暫時休憩して、10分間、2時10分に再開します。

(休憩 午後 2時00分)

(再開 午後 2時10分)

○登里伸一委員長 再開します。

ほかに質疑は。

小島委員。

○小島 一委員 かなり旧町時代からややこしい問題が整理されていないような心証を受けるんですけど、そもそもここ、公民館としても使うというて言うたんよの。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 現在、公民館と、津井の公民館としての活動もしております。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 そしたら、ここへ市民交流センターが開設されて、公民館としても機能すると。指定管理は、瓦工業組合がすると。全体、この公民館としての中の立ち分けというたらええんか、センター長イコール公民館長になるわけやの。建物全体の管理は指定管理者がするわけか。普通やったらどこでも、センター長兼公民館長が管理しよるよの。公民館長いうたら何するんか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） これは、西淡町のときからそうなんですけども、津井地区には、類似施設がいっぱいありまして、例えば、津井の防災センターであったり、社日荘、要するにグラウンドの管理と、それからこの産業文化センターとありまして、町のときからそうなんですけども、公民館の看板を産業文化センターに置いて、なお利用してる施設は、例えば防災センターであったり、社日荘であったり、そういうところで公民館活動を従来、してきております。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 公民館活動をしていって、公民館として運営していこうと思うたら、建物のやっぱり管理がなかったら、自由にスペースなり部屋なり、なかなか勝手に決められへん部分もできてくるんで、普通に考えたら、常識で考えたら。そこらやっぱり、さっきから印部委員が言いよるみたいに、きちんと整理せんことには、これ、どこに責任持っていたらええんかが、非常にあやふやなまま行こうとしよるんよの。だからそこら、さっき言った、瓦工業組合が事務所として使うんだったら、やっぱりこういう協定書の中でもどこか書いておかないといかんと思うんよな、きちんと。有料なり無料なり。そこら、はっきりささな、4月1日までにせないかんのと違うんですか。部長、どないですか。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 今、さまざまな御意見、例えば、そうだと思います。産業文化センター、これ、当初、建設時に津井の瓦工業組合から1,198万4,000円の負担金をもらっております。その中で、合併時に、津井の瓦工業組合も、この文言を残したいということで、その当時の西淡町長と確認書を交わしております。それについては、平成2年度に建設しました西淡町産業文化センターの管理棟は、津井瓦工業組合との複合施設となっておりますという確認書をしておりますので、その確認書も踏まえた中で、整理もしていかならんのかなと思っております。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 複合施設はええけども、そこら、工業組合の事務所の部分だけを工業組合が管理するんか、建物全体の責任を誰が持つんかということ、今言うた指定管理者が持つという話やけども、それならそれで、公民館としては非常に動きにくいものになる。だから、そこらをきちんと、町の時代の協定は協定として、今に合うたような、きちんと皆に再認識してもらって、それでほんまに、この交流センターというのは最近、ここ数年出てきた話やしやな。

そこらもやっぱり、地域でもっと動きやすいような形にしたらんと、非常に、ここに断り言うたんやけど、そなんん許可した覚えはないとか言い出したら、これ、どないにもならんので。だから、そこらと、ちょっと収支計画にしても後で聞きますので、そこはもう一回、どないなるか、ちゃんと認識をきちんとした上でまとめる必要はあらへんのか。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 2時16分)

(再開 午後 2時17分)

○登里伸一委員長 再開します。
小島委員。

○小島 一委員 そしたら、ちょっと収支計画についてお尋ねしたいのやねんけども、これ、収入が274万、年間よな。支出が272万。収支差額2万出とんのよな。この2万の収支差額、これ、収入の部に次の年から反映されてないんよの。これ本来、収支ゼロで行くんが当たり前の話と違うんか。これ、どないなっとるんで。この収支差額、どないすんの、これ。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長(阿部員久) 指定管理料としてお渡ししている分が272万円ございまして、その272万円を支出していただいております。あとの2万円につきましては、利用料収入という形で、収支差額で上げておる分でございます。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 おかしくないか。ほな、その利用料収入があるんやったら、指定管理料2万円下げるべきと違うか。見込めるんであれば。これ、2万円、毎年毎年、2万円収支差額が出たやつ、これ、もうけか。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長(興津良祐) これの2万円、利用料収入ですけども、市の一般会計の雑入のほうに毎年入っております。市のほうに入る資金でございます。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 そないややこしいことせんと、指定管理料を下げたらええんと違う。ゼロにしといたらええんと違うか。その上でプラスが出たら、市のほうへフィードバック

したらええんやけど、最初からこないして計上するもんけ。

○登里伸一委員長 今の質疑に御答弁願いたい。

暫時休憩します。

(休憩 午後 2時23分)

(再開 午後 2時24分)

○登里伸一委員長 再開します。

答弁してください。

産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この3ページの管理に係る収支計画ですけども、この収支差額2万円というのは、本来なら一般会計のほうに入るお金でございまして、この3ページ目について、そういうふうな修正はできたらさせていただきたいなと思っております。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 簡単に修正せんといてほしいんよの。だから、この備考欄にでも、一般会計繰り出しとか、そんな、この支出の部のほうにまた修正で出されたら、これ、ややこしくならへんけ。どないなん。議案書そのもの。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 2時25分)

(再開 午後 2時26分)

○登里伸一委員長 再開します。

産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この3ページ目に計上しております収支差額、これの分については、一般会計のほうに繰り入れる金額となっております。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 ややこしゅうなとったけど、私は南あわじ市産業文化センターについてお尋ねしたいと思いますが、これ、私の解釈ですと、南あわじ市産業文化センターということは、市全体の産業を対象にしたセンターかなと思うたんですよ。これ、議案書を見ますと、これは福原さんが、理事長が管理者になって、はっきり言って、先ほどの印部委員のやりとりとか聞きよったら、内容にしても、まさしく瓦工業センターのいうたら指定管理ということやと思うんよな。

その中で、これ、約270万ぐらいの補助金が10年契約で行くということになっとなんねん。何度言うたら、部長、全体的に瓦工業は地場産業、基幹産業やいうことを力説されるわけよな。けど、それだけ南あわじ市は持っとらへんで、はっきり言うて。今、南あわじ市にどれだけの企業が、個人含めてあると思うてますか。数字ないんやったらほんでええけど、約1,600からあるんや、個人入れて。瓦工業というのは80件ほどや。ほんで、ほんまに零細企業いうのは、20人以下の、それが約600近い業者があんねん。そういう中で、皆一生懸命やりよる中で、わしは何も瓦業界をこけにするのと違うけど、ほんまに一般零細企業というのは、ほんま厳しい状況で、アベノミクスや言いよるけど、そんな関係ない。

ほんまに、そういう中で、大概、手厚い補助が行きよる中で、これまた270万、まさにこれ、補助金の追加みたいなもの、10年契約するみたいなものや、はっきり言うて。そんな、偏った不公平な。これ、ずっと条例なんか見よっても、利子補給でも1.5や言いよるけど、企業に対して、結局、税の滞納しておる者はあかんとなってますわね。例えば、固定資産税でも、淡路瓦工業組合が100としたら、どのぐらいのパーセンテージで行きよるか。私の調べたところやったら、まさに一般より断トツで収納率が下がっとるねん。そんなところへどんどこと、そんなことやることはない。これはまた一般質問でやらせてもらうけど、ちょっとこれは、余りにも偏り過ぎとる。

ほんでこれ、どういう意味で産業文化センターやいうてつけとるの。まさにこれ、ごまかしでねえか。瓦工業組合のセンターでつけといたら、こんなことも言えへんのやけんどな。その点、どない思うて。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 確かに、言われるとおり、産業文化センターといいながらも、瓦のPRなり、そういう振興の建物でございます。ただ、この名称については、当

初、西淡町産業文化センターという名称を、合併後、引き続いて南あわじ市産業文化センターという名称になっております。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それはもう、合併してことし10年になるのやねんか。そんな昔の西淡町時代の、確かに基幹産業で、地場産業で、それはそれだけの存在感があったと思うんですよ。けど、そういう優遇というか、そこら、例えば補助を出すや何やいう中で、はっきり言うて、この団体はどのぐらいの税金を納めてくれる、収納率があるかというのは、そんなのチェックしよらへんのだ。違うけ。それをしよったんやったら、こんな甘い補助金、これ、私は補助金、二重の補助金やと思いますよ、こんな10年もこれから、270万も出すやいうのは。そんなチェック、しよるけ。そない、滞納の業者のあるところには補助金を出さんということのはっきりしとんのよってやな。そんなチェックしてますか。市民課と連携でもとって。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 先ほど、阿部委員さんに言われたように、利子補給については、各税務課のほうでチェックして、税金を納めた企業さんについて利子補給しております。ただ、淡路瓦工業組合の入っております組合員さんの滞納等については、チェックをしておりません。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そやから、一般の固定資産税だけに限ると、それはもうかなり低い率になっておるわな。そんなところにそんなチェックもせんと、毎年、そういう民間の500からある小さな零細企業に何の配慮もせんと、基幹産業じゃ何じゃいうて、特にこれ、産業文化センターという名目使うて、10年もそういう270万、まさに補助金でねえか。交流センターを持ってくるやいうのは、そんなのはまた、執行部がやろうと思ったらやったらええことであって、それはまた審議したらええことやけども。そういう納税のチェックもせんと、補助だけどこ出しておんのけ。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 確かに、団体等の補助金を出しております。個々の企業

さんに補助金を出す場合は、その個々の企業さんの滞納状況を調べます。淡路瓦工業組合でどれぐらいの滞納の組合員さんがあるのかわかりません。また、商工会等の補助金も出しているわけなんですけども、その中の企業さんにも何件かあるのかなということもありまして、団体等については、チェックは今のところしておりません。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 また一般質問でもやらせてもらうんで、これはもうこれで終わっておきますけど、やっぱりそういう税の収納、そういう状況も含めて、補助金というのはやっぱりチェックして出してもらわなったら、一生懸命、赤字であっても税金払いよるところがあんねよってな。そんでなかったら、わしはもう、公の身分やて税金払いよるけど、こんなんもう、内情知ったら、税金払わへんで、はっきり言うて。どないもようせんですが、ほんで。払わなんでも。そないなってくるで。

そやから、そういうことをやっぱり、優遇されて補助金どんどん出すんだったら出すように、もらいよる業者も一生懸命、税金払うてもらうように、おたくらがやっぱり努力してもらわなったら。その点、答弁だけお願いします。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 今回の意見も参考にいたしまして、補助金を出す団体については、そういうことで通知をしていきたいと思っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 1点だけ、ちょっとお願いします。産業文化センターといいつつ、実質は津井公民館として活用がされてるようです。特に夜なんかもいろいろ行事が行われておりますけれども、そうすると、光熱水費、消耗品等々、いろいろ公民館と産業文化センターの立て分けというのは、これ、されてないんですけども、今後やはり、本来なら津井公民館をきっちりしたものを建てていくべきだったと思うんですけど、まだなかなかその計画もないようなんですけども、これもはっきりとやはりしていくべきではないかと思うんですけど、その点のお考えはどうなんでしょうか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 私のほうから、公民館としての立場での産業セ

ンターについて答弁させていただきます。現在、津井公民館は、委員おっしゃるように、建屋がございません。中心になる建屋がございませんので、産業文化センターをお借りしながら津井の公民館祭りであったり、活動を現在、中心地としてさせていただいております。中の消耗品につきましては、当然、公民館の活動運営費等で支払いをきちっとしておりますので、基本的には電気代、その分についてはこの多分、指定管理料の消耗品の中の電気代という形で含まれているという解釈をいたしております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、公民館からコピーとかしたとき、その産業文化センターの収入になってるということになるんですか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 紙とかそういう部分については持ち込みで、多分してるはずです。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そこら辺、今後、きょうは後で話があるというふうなこともあるんですけども、やはり立て分けをきっちりしておかないと、今後、先ほどあった市民交流センターの絡みで言えば、何か不自然な運営になるんじゃないですか。そこら辺の立て分けをぜひお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） これについては、また市長公室なり、また教育委員会とも一度、協議をしてみたいと思っております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 先ほどから、この文化センターの支出について各委員から質問が続いておるわけですが、これ今、既に津井公民館として使用しているということで、電気代、その他消耗品もこの文化センターの指定管理料の中で負うとる部分があると思うんですけども、これ、はっきりどこまでが公民館でどこまでが文化センターの支出かというのがわ

かりにくいわけで、今後、新たに別のところでという公民館の話も出とると思うんで、その辺を参考に、そういう考えがあるんかどうか、ちょっと関連でお聞きします。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 公民館につきましては、過去いろいろな経緯がありまして、新築をしようとかいろいろあります。また、このたび幼稚園の統合に伴う動きもありましたので、現在のところ、話としてはとまっているのが現状です。

○登里伸一委員長 ほかに。
川上副委員長。

○川上 命副委員長 ちょっと福原課長に質問するわけですが、きょうはこれは、採決はせなあかんわね。採決で賛成になれば、これ10年間というふうになってくるわな。そのときに、今でも交流センター、これ、4月1日から入らんなんらん。交流センター、これはあくまでも指定管理の人に頭下げらんとあかんと。あかんと言われたらあかんということやな、実際言うたら。これ、権限ないわな、指定管理結んでしもうたら。そしたらどうするんですか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 現在、指定管理をされている瓦組合、それから地区等々も含めて、どこで開くかを検討させていただいて、場所、先ほどから話もあります交流センターにつきましては、事務所の中に一部、今回、お借りする場所を設置をさせていただきたいということで、これは当面という言い方でさせていただいております。私どもとしましたら、場所を公民館の適切な場所、建設になるのか、今の施設になるのかわかりませんが、設置をしていきたいというふうな形では考えております。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 ということは、このたび、もう準備は進めとると思うんですけど、福原理事長にお願いをしたということやね。交流センターをお借りさせていただきますと。結局は、ああいう集会所も全部、この指定管理をしたという人にお借りをするわけやな。全部お願いせんなんということになるわけやね。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） これは、興津部長のほうからお話がありましたとおり、複合施設というふうな感じで、津井の地区の住民の方も理解しておりますので、事務所については瓦組合の事務所、あとの場所については、公民館活動でお借りできる施設だというふうな形で、津井の方は利用していただいている状況だというふうに思っております。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございますか。
印部委員。

○印部久信委員 とにかくこれ、ここで私が今発言したらええのか、委員間討議で発言したらええのか、ちょっとわからんですが、もし後にせえと言われたら後にしますけど、これ、今、質疑の中で、この光熱費といえども、指定管理したら指定管理されたところで使いよったんじゃないしに、公民館はある程度併設して使いよるようなところにも、このお金が流用されとるわけやの。今後、来春から、今の話だったら、このセンター内に市民交流センターができるであろうと。そないなったら、今度、電気代でも立て分けがきちっとできてくると思うんよ。ほんなら今度は、この予算でいったらこれ、あっちもこっちも、どこが使おうが皆、この指定管理料の中から電気代を使うというようなことになるわけ。

そやから、今ここで、これ、採決せえと言われても、我々は、この指定管理において反対することもなしに、賛成でええと思うのやけんど、この今の収支計画書の中において採決とられたらつらいんよの。だから、できたら継続審議にして、いつ再開するかは知らんけど、それまでに市民交流センターをするならするで、その電気代とかそういうもろもろの維持管理費も違うてきたら、この270万円という金額も下がってくるわけやの。

そやから、そこらきちっともう一遍出してもろうて審議せんと、今、採決や言われても我々、反対、賛成を表明するのはつらいと思うのよ、わし。そやから、皆に諮ってもろうて、もし、早いこと採決せんといかんのやったらいかんで、それでええけど、もしきょうでのうて、あすに回してでも、流会して再開するということで、きちっとしたものをもう一遍出し直してもらったらどないで。ほんでないと、無理や、これ。採決せえというのは。そない思います。でないとこれは、これ今、採決は無理や。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 2時43分）

(再開 午後 2時59分)

○登里伸一委員長 再開します。

皆さんは、今、先ほどの意見では、ほとんど同じような意見でございますので、時間的にも、委員会の各委員の意見がほとんどよくわかったと思うんですけども、そういう形で、例えば3月定例会でまた出してくるといような形は大丈夫なんでしょうか。それでもよろしいですか。

休憩します。

(休憩 午後 2時59分)

(再開 午後 3時12分)

○登里伸一委員長 再開いたします。

議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について（南あわじ市産業文化センター）の議案に関しましては、改めて委員会審査にいたしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、それで決めます。

2月3日の午前10時、委員会を開催いたします。

その後、所管事務調査を行いますので、本日は後の2件をやってしまいたいと思います。

(36) 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（南あわじ市地域栽培養殖中間センター）

○登里伸一委員長 それでは、次に、議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南あわじ市地域栽培養殖中間センター）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

木場委員。

○木場 徹委員 この中間育成場の資料の4ページに、上から、毎年支給する魚種を書いてあるんですが、マダイ、ヒラメ、車エビ、オコゼ、マコガレイ等、放流種苗の中間育

成管理と放流を実施すると書いてあるんですけども、それ以外に何か考えられていますか。

○登里伸一委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 今現在、試験的に放流しておる魚種が、カサゴ、それからキジハタ、双方とも地つきの魚価の高い魚種でございます。まだ試験放流でございますので、まだ種苗の数は多うございませぬけれども、これを本格実施に向けて、県のほうも頑張っておりますので、南あわじとしても、その活動をふやしていきたいというふうに考えております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今、新たに2種類試験的にやるということですが、ここで以前から漁業者で希望が多い魚種ということで、クエとかアッコとか、それから今、南あわじ市でかなり有名になっておりますとらふぐ等について試験的にやるというようなお考えはありませぬか。

○登里伸一委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） アッコについては、キジハタ、同種でございますので、今現在、試験放流に取り組んでおります。あと、クエについては、種苗があるかどうかというのを確認せんとちょっとあかんと思いますので、それは試験センターのほうに問い合わせてみたいと思います。あと、とらふぐにつきましては、今、主な産卵場としては、瀬戸内海の西部地区、下関等がございますが、この播磨灘、それから鳴門海峡の近辺では、産卵を行っておりませぬ。この海域で、恐らく種苗放流したとしても、全て瀬戸内海西部地区のほうへ流れていって、ほとんど漁獲は期待できないかなというふうに考えます。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 課長、既にとらふぐ、一部ですけども漁獲があがっているという実績がありますので、よく検討して、どこか行ってしまふじゃなしに、やる価値があると思うんですけども。どうですか。

○登里伸一委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） とらふぐにつきましては、水交会の方々と一応、相談させていただきまして、やりたいというふうな要望があれば、一応、県のほうとも協議していきたいと思います。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 討議を終わります。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南あわじ市地域栽培養殖中間センター）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(37) 議案第74号 三原公民館改修工事請負変更契約の締結について

○登里伸一委員長 次に、議案第74号、三原公民館改修工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 ウォシュレットの件なんか、本会議で質問あったんですけども、この漏水対策、屋上とかコーキングなんですけれども。これも追加されているわけですけども、これは設計段階できちっと調査されたんですか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 設計段階では調査をいただきました。ただ、実際、中のシートというんですか、壁の部分、それをめくっていくと、中のほうに漏水箇所があった、クラックが入ってきたと。外から見たときにはなかったんですけども、余り見えなかったんですけど、中のほうに入っていて、雨が降ると入ってくる。それから、一番大きなのは、公民館の大屋根を支えている柱のところの漏水が大変、雨漏りがひどかった部分について、いろいろ調査をしたんですけども、なかなか見えなかったので、その辺のコーキング並びにシートをもう一度貼り直すということでとめていきたいというようなこともありまして、コーキング等のやり直し等で、約400万ほどかかってきております。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 設計段階で漏水がわかっておったら、それなりに設計の時点で対応策を講じるのが普通やと思う。これ、工事始まってからの追加やいうの、ちょっと。工事始まって初めて雨漏りが出てきたというんだったらわかるけれども。その前から雨漏りしよったんだったらやな。対策しとくべきではなかったんか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 当初の段階では、クラック等の部分を全部設計に落としていただいて、図面に落としていただいて、中の塗装というんですか、それを補強していくという形を全部とっていただのはとっていただいております。そのほかに、中のほうからめくったときに、初めて見えてきた部分があるという部分でございます。

○登里伸一委員長 小島委員。

○小島 一委員 もう一つ。それからこれ、2階のところ、18番、消防指導による変更と書いてあるのよな。これは何ですか。

- 登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。
- 生涯学習文化振興課長（福原敬二） トイレとエレベーターホールに火災報知機がなかったということで、6個増設ということになっております。
- 登里伸一委員長 小島委員。
- 小島 一委員 火災報知機、感知器じゃないの。
- 登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。
- 生涯学習文化振興課長（福原敬二） 済みません、感知器です。
- 登里伸一委員長 小島委員。
- 小島 一委員 それは、消防に申請の段階で言われたことなんかな。
- 登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。
- 生涯学習文化振興課長（福原敬二） そうだと思います。
- 登里伸一委員長 小島委員。
- 小島 一委員 だけどこれは、確認というのは要らへんかったんか。あれ、改装やから要らへんのか。
- 登里伸一委員長 教育部長。
- 教育部長（太田孝次） これについては、火災感知器については、電気工事の人が事前に消防署のほうへ行って、それで、これでよいのかどうかということを確認をしたということを知っております。当初、そこまでする必要はなかったわけなんです、やはり何かしら電気業者の人が、いつも工事をしてるときに、ここらあたりに、便所のあたりについているのについてなかったということで、再度確認をして、つけたというようなことを聞いております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今回、洋便器、ウォシュレットに変更ということで、これはどういうところからこういう変更になったんですか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） これは、委員会等でも十分お話があったと思うんですけども、最近、洋便器を使う、高齢者の方も足が楽だということで、洋便器のほう、現在は身障トイレ、多目的トイレだけしかございませんので、そういう方々がそこで待っている現状もありますので、できるだけいいトイレといたらおかしいんですけど、洋式トイレにかえていきたいということで、ウォシュレット対応にさせていただきました。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、当初は思わなかったけど、途中でこういう施設に変更してくれということは、障害者団体とか、そういうところから何か話があったんか、それとも今後、公共施設については全部こういうウォシュレットに、工事をする施設については変更していくという市の方針ですか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 私どもの所管する建物は、ほとんどトイレが現在、和式便所が多くなっております。できるだけ多くの方が利用しやすいように、今後、予算が計上できる範囲で、財政課と御理解をいただきながら、進められる部分を進めていきたい。実質、洋式便所と和式便所を比べますと、洋式便所のほうが管理がしやすいというか、汚れが少ないということもありますので、今後、許せる範囲で考えていけたらというふうに思っております。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。
これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 登里伸一委員長　　これで討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 登里伸一委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第74号、三原公民館改修工事請負変更契約の締結についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

- 登里伸一委員長　　挙手多数であります。
よって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、本日の審査を終了します。
2月3日の産業厚生常任委員会における議案第72号の審査に当たり、説明員は副市長お二人と教育長、産業振興部長、教育部長、教育部次長兼教育総務課長、商工観光課長兼企業誘致課長、生涯学習文化振興課長兼人権教育課長の8名でよろしゅうございますか。
72号に関する説明員の。よろしく願いいたします。
閉会の挨拶を副委員長、よろしく願いします。

- 川上 命副委員長　　どうも御苦労さんでした。72号につきましては、先ほど委員長が申しましたとおり、3日の日にまた再度審議をして、議会の情のあるところを見せたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いします。ありがとうございました。

(閉会 午後 3時27分)

産業厚生常任委員会会議録

日 時 平成27年 2月 3日
午前10時00分 開会
午後 2時33分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員 長	登 里 伸 一
副 委 員 長	川 上 命
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	阿 部 計 一
委 員	木 場 徹 子
委 員	吉 田 良 子
委 員	小 島 一
委 員	印 部 久 信
議 長	廣 内 孝 次

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也
書 記	斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
教 育 長	岡 田 昌 史
市 民 生 活 部 長	高 木 勝 啓
健 康 福 祉 部 長	馬 部 総 一 郎

産業振興部長 兼鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長	興津良祐
農業振興部長 兼食の拠点事業推進室長	神田拓治
教育部長	太田孝次
農業振興部次長	森本秀利
教育部次長兼教育総務課長	藤岡崇文
市民生活部市民課長	塔下佳里
市民生活部税務課長兼収税課長	山崎稔弘
市民生活部生活環境課長 兼衛生センター所長	北口力
健康福祉部福祉課長 兼少子対策課長	田村愛子
健康福祉部長寿福祉課長	大谷武司
健康福祉部保険課長	川本眞須美
健康福祉部健康課長	小西正文
産業振興部商工観光課 (マーケティング戦略室)長 兼企業誘致課長	阿部員久
産業振興部水産振興課長	榎本輝夫
農業振興部農林振興課長 兼農業共済課長	宮崎須次
農業振興部農地整備課長 兼地籍調査課長	和田昌治
食の拠点事業推進室課長	喜田憲和
農業委員会事務局長	小谷雅信
教育委員会学校教育課長	廣地由幸 (学校教育指導主事)
教育委員会生涯学習文化振興課長 兼人権教育課長 兼玉青館館長	福原敬二
教育委員会生涯学習文化振興課付課長 (子ども映画祭・青少年育成センター事業担当)	川上洋介
埋蔵文化財調査事務所長	山見嘉啓

II. 会議に付した事件

1. 付託案件	87
(1) 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（南あわじ市産業文化センター）	87
2. 所管事務調査について	91
(1) 教育の充実・文化、スポーツの振興と関係施設の整備について	
(2) 人権施策について	
(3) 税の賦課徴収について	
(4) 医療体制と健康づくりの推進について	
(5) 青少年の健全育成について	
(6) 福祉対策について	
(7) 介護保険と高齢化社会対策について	
(8) 生活環境の整備推進について	
(9) 産業振興の推進について	
(10) 農業振興の推進について	
(11) 農業委員会に関すること	
3. その他	135

III. 会議録

産業厚生常任委員会

平成27年 2月 3日(火)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 2時33分)

○登里伸一委員長 失礼いたします。

本日、産業厚生常任委員会を開催するに当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

非常に、今年の12月以来、寒波が襲来しまして、寒に入りましても、大変お寒い、風の冷たい日が続きまして、非常に体調不良を訴える方が多々あるように見受けられます。議員諸兄には、早朝より御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

何と申しましても、私たちの議会が、運営に対しましてもスムーズに行くように、職員皆さんの確実な答弁を賜りたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。議員諸兄も納得いくように、いろいろと質疑を賜りたいと思いますので、何分よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから委員会を開催いたしますが、最初に、執行部から御挨拶を賜りたいと存じます。

市長。

○市長(中田勝久) きょうは産業厚生常任委員会の、付託を申し上げておりました案件審査1件、また、所管事務調査ということで、大変、御苦労さんでございます。先ほども委員長さんからお話がありましたとおり、非常に寒波がきつい昨今でございます。私どもに報告が来ている教育委員会から、小中学校のインフルエンザが発生して、学級閉鎖をしている、次から次へと出ているようでございます。どうぞ先生方には、十二分にお体に御自愛いただきたいと思っております。

実は、ここに置いてある、その「みなとの元気は日本の元気」ということで、ポート・オブ・ザ・イヤー2014、福良港。実は、国交省の関係で、全国の港湾の中で地域と、そして行政とうまくタイアップして、その港湾をにぎやかなものに、また、安心・安全のできる港湾にということで、全国の各港湾を比較調査した結果、南あわじ市の福良港が本年、全国で1カ所しか選定しません。聞きますと、去年は八幡浜だったそうですが、1年に1カ所、そういう選定をして表彰をしていただけるということで、表彰状の中身は、いろいろ、そういう関係のことを書いてあります。

ですから、非常にそういう意味では、福良港の評価、いろいろと防災の関係なり、まちなにぎわいを、あそこを拠点として取り組んでいると。早急に湾口の防潮堤の整備も、地元を含めて一応、広報なり、その中身について決定をされたということもありまして、今回、おかげさまでこのような賞をいただいて、私、1月21日にいただきに行ってきました。御報告だけ、日本に一つということもございましたので、改めて先生方にも御披露さ

せていただきました。

また中座いたしますが、よろしく申し上げます。

○登里伸一委員長　市長は公務のため退席されますので、許可いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから産業厚生常任委員会を開会いたします。

小坂事務局長が、体調不良のため欠席しておりますので、御了承願いたいと思います。

それでは、ただいまから、1月28日開催の当委員会に引き続きまして、第60回臨時会において当委員会に付託された議案について審査を行います。

なお、本日は傍聴を許可しておりますが、傍聴される方は、傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いいたします。

1. 付託案件

(1) 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（南あわじ市産業文化センター）

○登里伸一委員長　それでは、議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について（南あわじ市産業文化センター）を議題といたします。

これより、質疑を行います。

その前に、1月28日に開催されました委員会における本議案に対して、市の施設に対する指定管理が、管理運営等を任せておりますけれども、そこに地区の公民館が入っていくというような、そういうややこしいことがあるじゃないかと、やはり皆と一緒にちゃんと公平にきなさいという御意見が、質疑がありまして、それに対する御答弁から始めたいと思いますので、どうかよろしく願いいたしたいと存じます。

それでは、答弁からお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）　前回の委員会では、この内容につきまして、公民館に占める経費はどれぐらいであったかということがございました。それにつきまして答弁させていただきます。

まず、収支計画書のうちの需用費の光熱水費でございますが、80万という額を上げさせていただきます。そのうちで、公民館に係る部分は幾らかということを出しました。この光熱水費の80万のうちの85%までが電気代であるということで、電気代に係る公民館の部分をしますと、面積割でちょっと計算させていただきました。建築面積が698平米のうち、2階の会議室が207平米ございまして、約30%を占めておる

ということで、この80万円の30%、24万円が公民館が持つ光熱水費であるというふうに算出させていただきました。

以上です。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この前の委員会でも、この産業文化センターについて、公民館活動も行っておるといふことで、ほかの地域と比べて、形態がちょっと違うではないかという御質問がございました。それで、算出的なものは今、行ったわけですけども、やはり今後、教育部と協議をしながら、公民館の占める割合と瓦の振興の割合等を協議しながら、これを切り離した形で今後進めていきたい、そのように思っております。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これ、この前も、今の答弁、何かとんちんかんなことを言いよるなと思うんですけども、要は、私は、これは私の私見なんですけども、南あわじ市産業文化センターというような名称で、これ、年間270万からの補助を出されておると。けど、実質、これはもう福原理事長が代表になっておるわな、管理者の。これ、瓦工業に対する補助金であって、何で、屋根葺瓦やら何やら言うて、瓦のほうへ3,000万ぐらいの補助金が行きよるのやで。これでまた、南あわじ市産業文化センター、毎年270万も補助を出して、そこへ交流センターをすると。ほんで、交流センターをすること、交流センターの維持管理費というものは、これは阿万でいうたら大体八十何万、人口割とか入ってくるわけですけども。その辺も、これはまた交流センターをここへやったら、これだけお金を注ぎ込むということですか。

第一、私もこれ、うっかりしとったけど、南あわじ市産業文化センターやいうて、いかにも市全体の産業のセンターのようなニュアンスやないかな。それを、まさにこれ、瓦に対するこれだけの補助金。今言いよったように、屋根葺の瓦の助成の奨励金を含めて、それだけの補助金が行きよるのに、まだそこへ公民館をして、また公民館は公民館でそれだけの維持管理費を持っていくと。その点はどうなんですか。

○登里伸一委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 阿部委員さんの指摘のとおりだと思います。ただ、これについては、先ほども言いましたように272万の中で公民館活動、また瓦の展示棟等の電気代、その管理経費ということで、272万が計上しております。これについては、

やはり公民館活動は公民館活動もありますので、それは今後、教育部と話をしながら、これを切り離れた形で進めていきたいと思っております。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これ、ちょっと委員長、前に、けんど、3日にまた再審査せんかという事で、ということは、もう切り離してやるようなことを言って持ち帰ったんと違うんか。ということは、何じゃ変わってないという、今の話を聞いてたら。そんなややこしいことをされて、こんな、話にならん。

(休憩 午前10時15分)

(再開 午前10時40分)

○登里伸一委員長 再開します。
答弁をお願いしたいと思います。
副市長。

○副市長(川野四朗) 皆さん方からいろいろ御意見を頂戴をいたしました。この産業文化センターにつきましては、管理の方法について、紛らわしい点が多々あるということは、私どもも十分承知をいたしております。今年の4月1日からは、市民交流センターも入っていくわけでございますので、その管理の方法については明確にしていく必要があるというふうには思っております。

したがいまして、27年度の管理のあり方についても、年度別協定で役割分担をきっちりとしながら、金額等については決めていきたいと思っております。これはあくまでも瓦組合という、今まで努力していただいたこともございますので、円満に瓦組合ともよく話をした結果の話でございますが、そのようにしたいと思っております。

それで、28年度からにつきましては、南あわじ市が産業文化センターを津井公民館として今後、運営管理していくという形にしたいと思っております。ただ、先ほど言いましたように、瓦組合の役割分担もしていただけるものがあるとするならば、その役割分担も明確にして、指定管理をするか、市の職員にするか、双方相談をした上で決めていきますので、そのように御理解をいただければと思います。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 それでは、質疑がございませんので、質疑を終結します。

 これより委員間討議を行います。何か御意見ございますか。

(発言する者あり)

○登里伸一委員長 それでは、お諮りします。

 先ほどもちょっとお話がありましたように、この議案に対しまして、附帯決議を委員会としてするかどうか、必要な人は挙手を願いたいと思います。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 委員長、必要などというよりも、私の個人的な意見は、あそこまで明言されて会議録に残つとるねんから。あえて附帯決議せんでも、この会議録があつたらそれで、私はいんじゃないかというのが、私の意見です。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほどもちょっと言いかけたんですけど、私も、副市長が明言されたし、瓦組合との話し合いということもありますので、副市長の答弁で十分かと思います。

○登里伸一委員長 わかりました。そのようにしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 それでは、これで討議を終結します。

 これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

 議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について（南あわじ市産業文化センター）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りいたします。

1月28日に開催の当委員会の審査とあわせ、2月5日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 そのような声がございますので、そのようにさせていただきます。

説明員入れかえのため、暫時休憩します。

再開は11時といたします。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前11時00分)

2. 所管事務調査について

○登里伸一委員長 再開します。

まず初めに、皆様方におわび申し上げます。1月28日における本委員会の所管事務調査をする予定でございましたが、まことに委員長の不手際で、どうにも不手際だったと思いますが、本日になりました。心からおわび申し上げます。

(発言する者あり)

○登里伸一委員長 小島委員につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会に出席のため、退席いたしておりますので、御報告いたします。

それでは、次に、閉会中の継続審査として申し出してありました所管事務調査事項11件について、一括して調査しますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 御異議ございませんので、所管事務調査全般について、11件一括して調査をします。

質疑ございませんか。

木場委員。

○木場 徹委員 まず最初に、学校教育課長にお尋ねします。西淡中学校の水泳の授業ですが、昨年というか、本年はどのような形態でやられましたか。説明をお願いします。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 平成26年度につきましては、西淡中学校のプール指導におきましては、ゆとりっくを使って実技指導、また、救急救命法などの授業を行いました。具体的には、7月2日の水曜日、7月9日水曜日、7月23日の水曜日、この水曜日というのは、ゆとりっくの休館日に当たりまして、ゆとりっくの関係者とお話をさせていただいて、中学生が体育の授業を受けるためには、休館日のほうを開けますというお話をいただきまして、ほかの会員さん等との重なるようなことや更衣室のトラブル等も避けることができるということで、この休館日を利用して、今年度、利用させていただきました。以上です。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 学校から離れているということで、授業するのに移動せんなんということが考えられるんですけど、そのことでほかの授業に差しさわりのうか、弊害が出たという話はどうですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 今年度につきましては、バスを借り上げてまして移動をいたしました。当然のことながら、自転車ということも考えられるんですけど、安全対策ということと、辰美中学校区はスクールバスでの登校となっておりますので、バスを借り上げてまして移動をして、安全を確保したというふうに聞いております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 新年度はという、今のままやる予定ですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 来年度につきましては、まず一つは、バスの借り上げの予算を置いております。かつ、生徒のゆとりっく利用料、これについても今回、予算を上げて、学校予算の中で確保しております。

以上でございます。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 来年もやるということなんですが、プールの建設の要望をしておるんですが、どうもできないみたいですが。これに、そういうことと関連して、今、水泳部の全体的話なんですけど、市内の中学校の水泳部。ほかのスポーツクラブも関連してくるんですけども、今、大阪のほうでは、先生以外で民間の方のコーチというか、各学校のスポーツクラブの指導について、一部導入というか、委託していると。そして、先生方の業務というか、勤務の軽減を図ってるといようなことですが、そういうことは南あわじ市、特に水泳とか柔道とか、そういう特殊なスポーツについて、何か考えておられますか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） まず、水泳部ですけれども、今現在、南あわじ市では、水泳部がある学校というのは、広田中学校の水泳部のみとなっております。あと、それぞれのスイミングクラブ等に中学生が通って、競技に参加しているという話は聞きますけれども、水泳部という形であれば、広田中学校ということになります。

それから、いわゆるそのスポーツの経験者がその指導に当たるということにつきましては、今、いきいき部活動事業というのがありまして、いわゆる外部講師を招きまして、そのスポーツの指導を確保していただくという事業を行っておりますけれども、これは各中学校からの希望、あるいはその部活動の指導ができる方という希望をお伺いした中で、対応しているというところです。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これもちょっと聞いた話なんですけども、今、課長が言われたクラブ、特にスイミングなんですけど、小学校までぐらいはスイミングに通って、中学校で水泳部がないために、ほかのスポーツに入っているというようなことであれば、やる生徒さんも

多いという中で、一番問題になってくるのは指導者なんですけども、これで、うちの市内に今二つ、ゆとりっくとサンプルとあるんですけども、そこらの利用をして、話し合いをして、そういうスイミングを中学校に入っても継続できるような形態がとれないものかということを知られたんですけども。そういうことは考えてはないですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 社会教育、社会体育としてのいわゆるゆとりっく、サンプルというのは、いろんな形であるのかもわかりませんが、中学校の部活動として、当然のことながら、冬場、広田中学校であればサンプル等を借りての練習とか、そういうようなことはされてると思いますが、ゆとりっく、サンプルで活動を拠点に置くような、そういうような話につきましては、教育課程とは別の形ではないのかというふうに思います。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 続けていいですか。そのスイミングの関係ですけども、ゆとりっくの関係ですが、これもできて20年ぐらいになると思うんですけども、今、指定管理によって、株式会社ザッピィ西淡が指定管理によって今、運営をされております。それで今、2期目の2年目、1期5年ということでやられておるんですが、昨年4月に代表がかわられて、新しい会社の体制になっておりますが、指定管理といえば健全な条例というか、指定管理の、今ちょっと出とるんですけども、瑕疵のない施設において、健全というか、きちっとした管理をしていくというのが前提になっておるんですが、ゆとりっくの場合は20年たって、漏水が激しいということで、そういう話は産業振興部のほうで把握されておりますか。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ゆとりっくの漏水関係でございますが、経年劣化によりまして、非常に建物もあちこち傷んでおります。それで、漏水につきましては、平成24年度に大きな漏水が発覚しまして、それを調査いたしまして、平成25年度にもって改修工事を行っております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今、1日にドラム缶2杯、500リットルぐらい漏水しとるの、聞いておりますか。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 指定管理者のほうからは、報告は受けております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、先ほど言ったように、もう20年もなるんで、漏水が1カ所直しても、また次のところがまた漏水するというようなことで、全面的にかえらな、ちょっと段取りが悪いんと違うかということだと思うんですが。その辺のことですね、会社と話し合いは持ってますか。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 先ほど言いました平成25年度の改修工事につきましては、全面的にというわけではなくて、一部、漏水しておる場所を調査しまして、その部分のみ改修したということで、今もそれ以外のところで、少量ではあるが漏水してるんじゃないかという箇所があるというふうに聞いております。これにつきましては、指定管理者、ザッピー西淡のほうで十分調査をしていただいて、今後、改修を行っていきたいというふうに考えております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今、会社のほうで調査してというけど、この修繕料、どれぐらい行ってるか知ってますか、ことし。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 指定管理料の中に修繕費ということで、年間500万を含んで渡しております。その1年間の修繕については、その範囲でやってほしいと。それ以上大きな部分については、市と協議ということになっております。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 もう既にことしも、1月の時点で500万を遥かにオーバーして、700万近く行ってるということで、非常に経営を圧迫していると。これ以上、民間で、どこが悪いのか調べるということで、今、話があったんですが、これ、そういう施設類については、そういう大規模改修については、市のほうで調査するというような考えはないんですか。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 先ほども申しましたように、金額が張るものにつきましては、十分協議した上で、市のほうでも対応していきたいというふうに考えます。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今言う漏水を全面的にやりかえるのは、大きな、金額の張るものじゃないんですか。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この平成25年度に一部修繕したときは、予算がそこまで行かなかったのが全面的にできなかったんですが、今後はその漏水の部分については、十分協議してやっていきたいというふうに考えます。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 その辺をカバーしてもらわんと、どうも聞いたら、ことしも漏水のために10日間、休館。それで、それによる損失が200万が出ていると。また、レギュラーというか会員の方の補償、これが二十何万と。それから、会員の無料のチケットで130万円程度ということで、かなり厳しい状況になってるということなんですけども。その辺を勘案して、ぜひ、市のほうでその辺をチェックするようなコンサルとか入れて、全面的にもう、ろ過装置とかそういうもの、20年もたったらもうやりかえせな、全然、ろ過してないんじゃないかと思うんで、その辺はもう進めて、話し合いをしてほしいと思いますが、どないですか。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 先ほど、木場委員さんがおっしゃいました、ことしに入
ってということで、1月に4日間ほど休業いたしまして、修繕しておりますが、この部分
につきましては、先般、確認したところ、電気系統の故障で、モーターが作動してなかつ
たということで修繕しましたと。これは、ことしに入ってから休館は、漏水が原因ではない
というふうに報告を受けております。

○登里伸一委員長 委員の皆様申し上げます。川本保険課長が、次の公務のため時間
的に長くおられませんので、もしございましたら、先にお聞きしたいと思いますが、いかが
でしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 そうさせていただきます。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 それでは、退席を許可します。
それでは、次にまだ質疑ございませんでしょうか。
印部委員。

○印部久信委員 産直の状況についてお伺いしたいと思います。まず、産直施設につい
ての進捗、今後の予定等についてをお聞かせいただけますか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） まず、竣工式を3月14日の午前中に開催さ
せていただきたいと思います。議員の先生方におかれましては、御多忙の中恐縮ですが、
御案内をさせていただきますので、ぜひとも御出席をお願いを申し上げます。
グラウンドオープンが3月21日から、両方とも土曜日ですけども、3月21日、花みどり
フェアに合わせてオープンをさせていただきます。

それから、全体の進捗につきましてですが、工事の進捗につきましては、1月末現在、
計画では83.3%が、現在87.5%ということで、順調に進んでおります。それから、
出荷者につきましては、現在のところ316名ということで、講習会を終えまして、今後、

出荷後、日に3回メール配信をしながら、今、日に3回、時間ごとにメール配信をしながら、あなたのお野菜はこれだけ売れましたよというような形で進めさせていただきます。また、15日、月末締めということで、5日以内に支払いをさせていただく予定でございます。それから、精肉につきましては、淡路ビーフ加盟店の新谷さん、嶋本さんと共同で御指導いただきながら、農協と連携して精肉部門を担っていただきます。また、魚部門につきましては、漁協さん、五つ組んでいただきまして、沼島漁協さんが中心に行っていただくことになっております。

フードコートにつきましては、いつとき、素麺組合、漁協さんをお願いしとったんですけども、どうしても難しいということで、現在、酪農協さん、ソフトクリームを中心に、オリーブ協会さんがここを拠点にしていきたいと。それから、新谷さん、嶋本さんが牛丼、牛串、コロッケ等を二つの枠でしていただくようになっています。また、海鮮につきましては、うずのくにさんに入らせていただくことになっております。

それから、広報活動につきましては、今現在、3月に入って100万世帯の折り込み、あるいは県民だよりに花博、一面出るんですけども、その隣の半面、お願いをしながら、無料で県の広報課と調整をしております。また、読売ファミリー、175万世帯に入れようとしております。それから、島内の折り込み、または冊子等に掲載、あるいはるるぶ、マップル、関西ウォーカー、淡路ウォーカーに掲載で、今、調整をさせていただいております。

それから、人寄せの方法として、県に補助金もいただきながら、竣工式、3月14日にくぎ煮先着800名、3月15日、ブロッコリー先着1,000名、3月21日、春キャベツ先着1,000名、3月22日、先着1,000名にタマネギというような形で、人寄せをしながら、まずは見ていただいて、買っていただく方向に持っていきようとしております。

また、今、ポイントカードの製作、あるいはPOSシステムの詰め、内装の詰めと配置の詰めというような形で進めさせていただいております。

以上です。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 準備は着々と進んでおって、そのPRも兼ねておるとのことなんです。課長、これ、よう考えてみてもらいたいのは、このイングランドの丘に年間40万人の入場者があると。これはまあ、40万人というたら、平均したら、1日1,000人ぐらいですが、そのゴールデンウィークとか、そのときなど、我々の聞いとる範囲では、6,000人、7,000人、あるいは1万人近い人が入場されると。

それで、そのアクセス、駐車場が足らん場合、アクセスで、シャトルバスでピストンや

つとるということですからね。それから今度、花博が3月21日から73日間やるということで、予想では、その73日間のうちに、恐らく100万人の来場者があると言われてるんやな。100万人ということは、70日で割ったら、1日1万4,000人ということや。1万4,000人ということは、平均やから、多いときやったらこれ、3万人来るかもわからん。これ、それを今度は産直やりよる。そしたら、イングランドの丘に来ると花博に来ると、これは重複して来るのか別々に来るのかはともかく、昨年度の40万人とか100万人というのを、例えば単純で割って足していった場合、多いときには、最大四、五万の人があそこに来るという可能性があるわけや。

これ、皆さん方に来てもらえるようにPR、PRと言いよるけど、ほんで産直もやる、これ、アクセスどないなるの。前回、5年前の花博のときに、ピークのときに、5月の連休のときのピークのときに、明石海峡大橋の向こうから洲本市のインターまで、52キロが9時間にわたって渋滞したということがあったんやの。今回、大勢の人が来てくれるいうて、またPRもどンドンしてやりよる言いよるけど、これだけのお客さん、これ、最大何ぼ予測しとるの。私が今、単純に計算しただけでも、花博だけでも平均1万4,000人やで。70日で100万人ということは。イングランドの丘で、連休の多いときは1日8,000人から1万人。ほんで、シャトルでピストンやりよる。それから今度は産直がある。

一体、担当は、多いときにあのイングランドの周辺に、車が、お客さんが何人で車が何ぼ来る予測をしとるの。ほんで、その対応をどないするの。これも、その辺、うずしおラインからその辺、渋滞して、今度、市民生活にも影響を及ぼせへんかと思うんよの。来てくださいというのはいいけど、アクセス、どういうふうに人をさばくかという段取りはどないなととるの。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） その点につきましては、各方面から御指摘もいただいております。今年度、1.1ヘクタールの仮設の駐車場という形で、議会の先生方にも御理解いただきながら、今、鋭意整備をさせていただいております。それから、イングランドの丘等とも協議をさせていただきながら、中山の駐車場、その他で使用できるところが近くはないかということで、今、調整に入っているところでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ほんなら課長、今、担当でないのやからともかく、イングランドの丘の場合は、私の聞くところによると、6,000人から7,000人ぐらいの入場者があつ

た場合、もう今の駐車場は満杯で、シャトルでピストンせんとかさばき切れらんということは、私は聞いとんねん。今回、あの辺周辺を見渡したところ、駐車場も増設されておりますけどね、この花博の73日というのは、3月21日からというたら、5月の連休も入ってくるんよの。ほんなら、3万人、4万人、5万人が来て、これ、さばけるか、実際よ。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 今、商工観光課とも調整に入っとるわけなんですけども、花博期間中の全ての日に何人ぐらい来るかという表もつくらせていただきながら、土日と平日を分けて、いろいろとシミュレーションをさせていただいております。

その中で、やはり特に、私もイングランドの丘を担当させていただいてるんですけども、三連休がありますと、真ん中が、今言う四、五千人を超えてくるということですので、通常の土日と連休の続く日、特に連休、今大体、1万人から1万2,000人、昨年入ったようでございますが、開園時は1万8,000人入りました。そのときは、相当お客様が来られておりますので、それらをどう近隣のところで、シャトルバスを設けながら対応していくかというのを、今ちょうど協議をしているところでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、課長、協議、協議言うけど、もう今、担当の場合は、いかに産直施設をPRして集客をどうするかとか、ああいうことを考えよるけど、今の花博とイングランドの丘との総合的なことでカッチャンすることを考えて、その交通をどういうふうにさばくかということのを先に考えらんといかんのと違うの。

それと、我々も昨年、議会報告会で灘のときに、灘の議会報告を聞きに来られとる方が言われとったんが、産直施設に納品するのに、あの道一本だけではとても足らんと。道はどうなるんかということのを、我々側に質問されたんです。そのときに、市はそれなりに対応すると聞いておりますよと、我々がそのときは答弁する側やったんやな。そのとき我々の聞いとった情報では、イングランドの丘から国道の中山峠をちょっと下がったところに、あっちに今、農道があるか何か、通ったことないのでようわからんのやけど、それを拡幅して、そこにも一つアクセスをつくるというようなことを聞いとったんや。聞いとったけど、その辺に、執行部の答弁でも、この委員会の答弁でも、アクセス道路を新たに建設するとか拡幅するとかいうようなことがあったんですが、今現在、道路についてはどういふようになっとるんですか。何か拡幅とか、そういう類のことで進めておるんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和）　　すぐではないんですけども、周辺圃場整備とあわせて、河川の氾濫もありますので、河川を真っすぐし、2車線道路をおのころ神社からの延長線上でつけていくというような形で、将来においてはそういう計画はあるわけなんですけども、現状においては、今、現在の駐車場と、中山とか、そのほかのところとどう、混雑しない道をどう選んでどうリンクしていくかということ、イングランドの丘ないしは商工観光課等と協議を、調整会議を持つとるわけなんですけども、2回ほどさせていただいたような状況でございます。

○登里伸一委員長　　農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治）　　委員さん言われるのは、国道へのアクセスを聞いておられると思うんですけども、今、建設課のほうで、一部、圃場整備の路肩を使うて、一部拡幅しているところがございます。一気にには行きませんので、順次、圃場整備の残地を使うて広げるところは広げていくというような計画で、今、建設課が取り組んでおります。なおかつ今、課長が言われたのは、養宜の圃場整備を含めて、29年度から工事にかかるんですけども、そのときに、入田のほうに2車線の幹線道路を計画していくというのは、計画に盛っております。

○登里伸一委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　それは、将来的な展望であってね。これ、3月21日からこれ、来るんよの。とにかく、施設をつくってお客さんにPRして、来てくれ言いよんのやけど、これ現実の話、あのアクセス道路で、そのさばきがとてもじゃないけどできらんように思うのやけどな、ほんまに。

そやから、やっぱり市としても、市で対応することは対応するで、これ、大分考えてやらんと、大混雑を起こして、引いては市民生活にも影響が出てくるんでないかと思うんよな。うずしおラインやこと、ずっとつながったりしたら、今度は生活道路も使えれへんよになるし。これ、もっと、もうとにかく県は、花博に100万人、73日で100万人いう見込みを立ててやりよるねん。イングランドの丘も実績あんねん。その上に、今度は産直が絡んでくる。ほんなら、大体の予測も立てて、どのように交通でさばっていくかということ、シミュレーションしよらんと。ほんな、来たら、シャトル、シャトルいうけど、今度はシャトル程度も、広田かどこかあの辺から、八木のあそこから来よるらしいけど、このシャトルバスでも動きがとれらんよになれへんかな。

そやから、我々からしたら、この産直をそれにひっかけてやるのはええけど、かえって

混雑すんのやったら、産直の時期をおくらすか何とかでも変えてせんと、お客さん来い来いいうて、渋滞招くようなことして、後でひんしゆくを買うたり、もっと心配すんのは、大きな事故でも起こったときは大変なことになると思うのやけど。そやから、もっと産直で出店することも、オープンすることも考えらんといかんけど、交通をどんなように動かすかということを考えとくのも、もっと大事でないかな。

○登里伸一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 委員さん言われるとおり、今、臨時駐車場ということで1ヘクタール分の駐車場を増設して、220台ぐらい余分に駐車できるように設備を整えておりますけども、現在、イングランド付近のこれ、完成した後、1,203台の駐車場が確保できたとしても、1台に3人乗ってっただって、四、五千人弱ということで、委員さん言うように、1万人超えてっただら、もうシャトルバスを利用せなあかんと。シャトルバスも動かんような状態も起き得ると。前の住民にも迷惑がかかるというのも想定して、これから、課長が言うように、シミュレーションは一旦、しとるんですわ。連休が続くときはこの状態になるであろうと。それをまず、スムーズに回転できるような対策を、絶対シャトルバスを使わな、絶対不可能なんですけども、シャトルバスからスムーズに行くような方法を、イングランドと関係者と協議していきたいなと思っております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 こんなことはもう、何ぼ言うても押し問答になるからええねんけど、今、部長言うたように、駐車場1,200台入ろうが3,000台入ろうが、これを確保だけでも、今度は一つの道で出ていかならん。一つの道で国道へ出るか、うずしおへ出ていかならん。1車線で。入るのは入っても、今度、出るときにまた混雑する。車はおさまっても、出ていかなん。そやから、そこらもよう考えとかんと、これ、大変なことが起こるんであろうと思うんよな。

5年前に、今言うたように、高速道路が52キロ、洲本から明石の橋越えて向こうまで渋滞して、9時間、動きがとれらんだということがあったらしい。そやから恐らく、今後、今回はそれ以上のことが起こる可能性もあるわけやの。特に南あわじ市の場合よ。そやから、これはもう何ぼ言うても同じやけど、そういうことも、店を開いてやるということも大事やけど、そのことも並行してやっていただきたいと思います。

私は終わっておきます。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員　私のほうは、ちょっと子育ての関係で質問させていただきます。昨年、社会福祉法人みかり会が認定こども園になるということで、保護者の人を対象に説明会が開かれました。そのとき、子ども・子育て支援新制度ということで説明があったわけですが、そのときは市役所の担当課の職員もおいでだったんですけども、そのときに、この結構きれいなパンフレットが支給されました。その08ページになるんですけども、やはり保護者の人の関心というのは、やはり保育料のことになるわけです。済みません、ページ数、16ページです。

それで、これを見た方からちょっと質問があったわけですが、この保育料のみかり会の説明では、人数が多い子供を預けているお母さんなんですけれども、この表では第1子は全額負担ですよ、第2子は半分ですよ、第3子は保育料要りませんという説明になってるんですけども、南あわじ市の実態は少し違うのではないかなというようにちょっと質問があったわけですが、現状を聞かせていただきたいと思います。

○登里伸一委員長　福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子）　今、委員さんがおっしゃられたのは、今回、この新制度での国の新しいパンフレットでの紹介という形で、これ、今説明いただいたのは、国の制度でございます。今、南あわじ市の現行制度といいますのは、保育料の第2子以降無料化ということで、義務教育以降の児童を対象として、第1子、2子、3子とカウントしております。それとあわせて、この多子世帯の保育料につきましては、この国基準とは違う、南あわじ市独自の多子世帯の保育料の設定をさせていただいています。

それは、ちょっと本当に複雑で、なかなか言葉で説明して御理解いただくのは難しいかもわかりませんが、南あわじ市の多子世帯、今の国の説明に相当する保育料の考え方というのは、まずは第2子以降無料化対象になる子供をまず除いて、それで保育所に通所している子供を1子、2子、3子とカウントします。その場合に、国は年が上のほうから第1子、2子とカウントしてるんですけども、南あわじ市では逆ですね。考え方を逆転しまして、まずは保育料の高いところを全額いただいて、2番目に高いところを半額、そして3番目が、国の逆転であれば無料となるところを1割いただいているという、そういう保育料の設定でこれまでというか、この現行の制度ではそのようになっております。

○登里伸一委員長　委員の方も、答弁の方も、もう少しマイクを引き寄せて言ってください。お願いいたします。

吉田委員。

○吉田良子委員 今、課長が説明があったように、保育料の高い方を、保育料の高いというのは、年齢が下の子を全額もらってという話で、それはこのパンフレットで書いてある説明とは違う実態になってるんですけども、やはりこういうふうにみかり会が新制度に当たってこういう説明会をしたときに、やはり違うということは、おかしいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺は改善する余地がないんでしょうか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） この考え方は、合併当初から、平成17年から第2子以降無料化施策をやってきた中で、これの関連でこういう市の考え方に基づいて多子世帯軽減というような形の保育料設定になっていたかと思います。今回、この平成27年度から、子ども・子育て新制度のもとで、この国基準の制度に沿ったような形で今、見直しするような方向で検討しております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、今、一つの例として、第3子が今、1割負担だったのを、国は無料というふうになってるといふようなところも含めて見直しということによろしいんでしょうか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） はい。そのような考え方で見直しを今、検討しております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、もう保育所の受け付けが終わってるかと思えます。ことし、新年度からは神代保育所で延長保育も実施するというような改善策もあるんですけども、それぞれの保育所の入所申し込み状況というのはどうなっているのでしょうか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 10月に入所申し込みを受け付けいたしました

て、今現在、認定証の交付に向けて作業を行っているわけなんですけど、来年度からの、「保育に欠ける」という条件が「必要とする」という条件に緩和されたことによって、かなり入所申し込みがふえるであろうかなと予想していたんですが、南あわじ市は待機児童がゼロということで、そう思ったほど増員はなかったと、一般的に総論としてそう思っています。

定員というのが、まず各園にあるんですけども、やっぱり幹線に近い園ですね、例えば広田であったり、榎列もちょっと入ってるんですが、榎列であったり、市保育所等につきましては、若干、定員を超えているというふうな状況がございますが、これも面積基準で、定員の弾力化可能な範囲での受け入れはできますので、そのような状況になっております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 弾力運用で、定員を超えても受け入れるという説明でしたけれども、それはやはり、率というか、市保育所でしたら150人定員ということになってるかと思っておりますけれども、それはどの範囲まで行けるということになってるんでしょうか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 面積基準に沿った形での定員限度額というのはございます。今回、多分、委員さんが心配されているのは、今後、地元の人とか要望されたときにというところですが、途中入所を希望される方につきましては、やはりその定員が、もう限度額を超えたときには、やはり他の保育所の紹介というふうな、そういう形にはなるかとは思っています。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今の説明ですと、一般質問でも以前したんですけど、やはり地元保育所に、距離的なものとかで、それと、子供たちの輪というもので、通いたいというのは当然の要望だというふうに思いますけれども、今の入所状況から見れば、やはり、今、先ほど、途中入所の場合は仕方ない部分もあると思うんですけども、それはクリアしていけるというような状態に今、なってるんでしょうか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 今、ちょっと手持ちで、例えば市の保育所が広域的に地区外からの受け入れが何人あるという、詳細な人数は持っておりませんが、今現在、入所申し込みを締め切った中では、全てそういう要望どおりの受け入れという態勢でありますので、大丈夫かと思えます。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 南あわじ市の野生鳥獣被害対策協議会のほうから要望書が出ると思うんですが、どんな内容ですか。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 平成25年度なんですけども、出役の報酬が9,350円というような形で、これはシカなんですけれども、1頭につき5,000円になっておるということで、9,350円が半額というような形と、それと、歩合給で5,000円が2,500円、半分になっているというので、これを日当のほうで6,000円に上げてほしいというような話でございました。
以上です。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 25年度に大幅な改正というか、確かこれ、県の制度ができて、それに伴う変更やったと思うんですけども、行っている猟友会の人には、いろいろとシカ、イノシシの被害に対して、捕獲については5班で頑張っていておるんですけども、やはり1日行っても5,000円ぐらいに、2,500円とかいうような程度では、やる気が起こらないというようなことなんですけども。これ、予算もありますけども、今後のことを考えて、これらの指摘について、アップというようなことを言っとるんですが、そういう考えというか、やり方によってはできるんじゃないかと思うんですけども。その辺は考えられないんですか。

ちなみに、淡路市では何か、9,000円ぐらい出しているというようなことを聞いておるんですけども。洲本市との絡みがあってできないというようなことを聞いたんですけども、どうですか。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 実は、これは、シカというのは県の管轄になるんですけども、新聞等で、本土のほうで捕獲に出役したような形で不正があったということもあり、また、洲本市と南あわじ市との論鶴羽山系とかの間で、例えば報酬の高いほうにその個体を持ってくるというような可能性も出てくるという中で、洲本市と同じ単価ということで、足並みをそろえているというような形になっております。これは、鳥獣害の班長会で話をしております。

以上です。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 協議会の中にも猟友会が二つあって、調整も難しいと思うんですけども、その辺を調整していただいて、ぜひ、淡路島全部、どこでとっても同じような単価にせんと、よくうちの近くの海にイノシシとか、残骸が転がるとんのやけども、聞いたら、何かよそから流れてきたものやということで、南あわじ市以外からも流れてくるというようなことで聞いておるんですが、その辺は把握されてますか。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 海とかで、そういう形で流れてきているということは知ってはおります。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 何遍も言いますけども、その辺をよく話し合いして、もうちょっとアップしていただかな、なかなか頭数が減らないということを聞いたんです。それで、5班あって、かなり捕獲の実績が上がっているところと、上がっていないところと差が出てきているというようなことも聞いてるんですが、その辺の調整、例えば、よく上がっているところから上がってない地域への応援というようなことで、何かそういう話は聞きますか。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） その辺の話も、会でも出ているような形なんですけども、その辺も含めて、また今後もそういう班長会なりで話をしていくような形になろうかと思うんですけども、そういうことでございます。

○登里伸一委員長 木場委員。

○木場 徹委員 来年度、予算案の中で反映していただきたいと思いますので、これで終わっておきます。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前 11時53分)

(再開 午前 11時54分)

○登里伸一委員長 再開します。

暫時休憩します。

再開は、午後1時といたします。

(休憩 午前 11時55分)

(再開 午後 1時00分)

○登里伸一委員長 それでは、再開します。

御報告します。岡田教育長におかれましては、公務のため退席となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、午前中に引き続き、所管事務調査全般について調査いたします。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 社会福祉協議会のことについて聞きたいと思います。基本的なことからお伺いしたいんですが、この何かの条例を見よったら、市町村は福祉に関する事務所を設置することができるというような、この条例があるんですが、この福祉に関する事務所を設置することができるというのは、聞くところによると、福祉事務所ということのようです。これは、社会福祉協議会とは別ということなんですが、これ、私もよく理解できていないんですが、市と社会福祉協議会というのは、どのような関係にあるんですか。また、社会福祉協議会というのは、市はどのような位置づけをしとるんですか、これは。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 社会福祉協議会というのは、まず、国、県、市町村にそれぞれ事務所がございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 この国、県、市町に事務所がございますと、今言いましたね。そんなら、この社会福祉協議会というのは、公の施設、例えば南あわじ市なら南あわじ市の市の庁舎の一部を事務所として使うように義務づけられとるんですか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） いえ、そこまでは義務づけられていないと思います。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 なら、いわゆるこの社会福祉事務所というのは、市町は事務所を設置することができるというのは、これはもう市町村で市の施設の中に福祉事務所というのは設置しなければならない。社会福祉協議会というのは、市の施設に設置しなければならないということはないんですか。

○登里伸一委員長 福祉課長兼少子対策課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） まず、社会福祉協議会というのは、もう御存じかと思いますがけれども、地域住民であったり、社会福祉事業、さまざまな事業を地域の先端で担っている民間の福祉団体でございますので、今言われたような、設置しなければならないというふうな、庁舎とかそういう公共施設の中に設置しなければならないというところではないかとは思いますが。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたらこれ、具体的なことに話が行きますが、今現在、南あわじ市の社会福祉協議会というのは、緑の庁舎に社協の事務所がありますわね。それと、聞くと

ころによりますと、旧町単位で、例えば南淡は南淡の、今の南淡の市役所の施設の一部で拠点というような、南淡の拠点施設ということで、南あわじ市の庁舎の中に入ってますわね。それと、西淡は何か、ちょっと庁舎でなしに、公的な施設に入っとるというように聞いとるんです。それと、三原の場合は、三原庁舎の前の商工会館の隣の何か公の施設に入っとると聞いとるんですが。

これが、今回の新庁舎建設に伴って、事務所を一本化するというようなことを言われとると。それに対して社会福祉協議会は、いやいや、やっぱり今の事業を展開する上において、やはり旧町に拠点施設を持っていたほうがいろいろな活動がしやすいというので、今までどおり、旧町単位に拠点施設を持ちたいという要望があるようなんですが、これは、市はその社会福祉協議会に対して、いや、施設は1カ所に集めてもらわんと困りますよとか、そういうようなことを指導して、一本の事務所に集約することが、市としてできるんですか。

○登里伸一委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） いえ、民間の団体ですので、そこまでは言えないと思います。ただ、必要性はそういう旧町単位で今現在、活動されている拠点というのは、福祉の立場からすれば、あるほうが地域に根づいた福祉活動というのはできるのではないかと思います。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、課長、今、社会福祉協議会のほうは、できるだけ現在の概要で事業展開をしたいという要望があるように聞いておるんですが、市は、その一つのほうに集約したいという希望があるのかないのか。それと、4施設で今の事業展開することによって、市が何らかの負担が余計にかかるというようなことがあるのかないのか。その辺、どうなってますか。

○登里伸一委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 社会福祉協議会には、一つの組織機構図というようなものがございまして、市が、今、南あわじ市には各種団体の一本化というふうな方向で、各種団体さんにはそういう協力をお願いしているところですがけれども、社会福祉協議会の組織機構図を見ますと、今、四つの支部運営委員会というのがあります。その下に、また地区社協というふうな形で、聞いたところによりますと、小学校区単位での活動

もされているようでございます。そんなんで、市の方向はそうなんです、社会福祉協議会の今後、今、活動拠点とされている庁舎なりが、もう取り壊しとかいろんな事情によってなくなるということで、活動拠点がどこかで確保できないかなというふうな要望は、今でございます。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 誤解を招くような答弁なんで、私のほうからはっきりとお答えをしておきたいと思います。庁舎が一つになるということの状況が生まれてきたとき、各種団体、社会福祉協議会も含めて商工会、それからシルバー人材センター等々、そういう団体から、庁舎が一つになったときにおいては、我々の事務所を確保してほしいというふうな要望が、5年ぐらい前から来ておりました。最初は、三原庁舎をそういう各種団体の庁舎として残して、使っていただいたらどうだろうかというふうなお話をしておりました。そのときから既に、社会福祉協議会はもう一本化をして、そこに集約をするから、どこか事務所を構えてほしいというふうな要望があって、我々としては、その要望についてはどこかで確保しておかなければいけないと。

 したがいまして、今現在、話しているのは、社会福祉協議会、それからシルバー人材センター、玉葱協会もあります、森林組合、そういう、商工会もあつたんですが、商工会については、現在のところで結構ですという変更がありました。ただし、それについては、周辺にあります、現在、社会福祉協議会が使っているところについて、それを取っ払っていただいて、駐車場にさせていただくということで、我々はもうそれで結構ですという話になりました。

 その後、三原庁舎の跡地利用の話はずっとしておつたら、結果的には、社会福祉協議会も、緑の庁舎で事務所の整備をしていただきたいという話がありまして、今現在、緑の庁舎には、先ほど言いましたような商工会を除いた団体については、そちらのほうに入っていくということで準備をしております。28年度に改修をして、29年度ぐらいからは入れるという形にしております。そういう話の中では、社会福祉協議会については、組織を一本化して、そこに集約するので、そういうものをつくってほしいという、我々、要望を聞いておりましたので、その対応をいたしておりましたが、今になって、先ほどおっしゃったような、各支部にも施設が欲しいんだというようなことを言ってきております、実際。

 ただ、我々としては、各分庁舎についても、取り壊しを検討しておりまして、社会福祉協議会が要望するような場所については、提供は、もうする場所がないという形で、ずっと来ておつたのにもかかわらず、先ほどのお話です。あちこち探してきてそうするということですが、我々の町の姿というのは、もう、一つの市があつて、あとは21の市民交

流センターというものを一つの市の形にしておるわけなんで、無理に支部、今までの四つの支部でなくても、21の支部をつくったらどうですかと、それで、市民交流センターを中心に活躍していただくということも可能ではないかという話も、今現在いたしておりますけど、やはり、かたくなに四つの支部が欲しいという話です。

それも、それは施設があって、十分にマンパワーもあってするんであれば、何も市のほうとしてはやぶさかじゃないんですけど、そういう要望を満たす場合は、市が新たに何かをつくらないと、どこか分けていかないと、とてもじゃないですけど、そういうものの提供はできない。それから、マンパワーについても、そこに張りつける人がということで、補助金の増額という話になってきても、我々としてはなかなかそこまで補助金の増額もいたしかねるということでもございますので、今現在、話し合いはいたしておりますけど、我々としては、もう提供する場所もないということで、今までの約束どおり、一つに組織をまとめ上げるので、拠点の施設を提供してほしいということでございましたので、我々としては、その約束どおり、今、緑庁舎を社会福祉協議会の拠点としてつくることにはいたしております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 私の聞いた経緯も、今、副市長に言われた経緯もイコールなんよ。最初はそういうことであつたんが、今、やはり拠点を4カ所あるいは分散してほしいという要望が今、あるらしいんよ。だから、当初は1カ所でやるということであつたんよな。

まあ、私も聞いてみたら、やっぱり市の強化団体、いろんな団体が市と一体となって行政を進めていく上において、今の社会福祉協議会の拠点施設での活動、私も詳しくないねけど、ちょっと聞いてみた場合、やはりこれは地域密着して分散しとるほうが、きめ細かいサービスというか、できるのは、これは間違いないことよ。そない思う。今、副市長が言われとったように、四つでなしに、21の市民交流センターにもっと分散してやったほうが、これはある意味では、そのほうがきめ細かくできるわけやと思うねん。4カ所でなしに21カ所でやったほうが、それはええですよ。

特に、少子高齢化、少子はともかく、高齢化がこれだけ進んでいきよって、社会福祉協議会のする事業も、これはまだまだふえていく可能性もあるし、対象数もふえていくんやから、そういうようにやっていけばええと思うんですが、これはお聞きしたいんですが、今、社協が市の施設へ入っとるのは、施設使用は有料ですか、無料ですか。

○登里伸一委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 使用料というか、今、四つの場所を提供して、

光熱水費ですね、それについては4カ所、相当分はいただいているようでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、市全体のことを聞きますけど、市全体でいろんな団体がありますよね、今言うとした玉葱協会とかシルバー人材センター、社協もそう、まだほかにもあると思うんですが、市の施設を無料で使える団体というのは、どういう団体が市の施設を無料で使えるようになってるんですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 全て調べているわけではないので、不明確なところもありますが、基本的には非常に公共性が強いというような種類の団体ということになるかと思います。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 極めて漠然として、その判断というのは非常に難しい、政治的判断があって、多分に左右されると思うんですが、そしたら反対に、社会福祉協議会の団体が、拠点であろうかどうであろうか、有料施設に入って活動しとるといふようなところはあるんですか。ほかの、いわゆる一般的に。

○登里伸一委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 他市の事例はちょっと把握しておりませんが、旧町単位で知る範囲では、公共施設の間借りというふうな形が多かったかと思えます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、この公共施設を今、南あわじ市の場合、無償貸与してるわけですね。あと、電気、水道、ガスは持つとということなんですが。ということは、それほどまでに市の行政、事業を補完する団体であるということやの。そやから、市の場合は、福祉課というのがあって、福祉事業を市が直営でやると。その届かないというたらおかしいんですが、福祉課で補いのつかないところを社会福祉協議会がやると

るという、まず認識でええんかな、これは。

○登里伸一委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 当然、補助金なり委託金で、事業をお願いしているという部分が相当占めておりますので、そういう解釈でいいかなと思います。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 予算書見よったら、二千七、八百万円、市から社会福祉協議会に補助金が行っとるように思うんです。そしたら副市長、これ、市の行政の姿勢として、今の四つの拠点施設が、庁舎が一つの庁舎になって、撤収したりいろいろして、貸与する施設がないということで、皆、一つの施設に統合して事業を展開してほしいということなんやけれども、福祉協議会が四つで欲しいというよりも、我々はもっとふやしてやって、今言う21の市民交流センターを、そこをどういう形であれ無償貸与して、事業展開してもろうたほうが、私はより細かな福祉行政というのができるように思うのやけど。四つや言わんと、21に分散するように、市が指導していったほうがいいんと違うんですか。やっぱり福祉行政、きめ細かくするというたら、そのほうがええんと違いますか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 先ほどの印部委員さんがおっしゃったようなことを、要望に来たときには、そういうこともこちらのほうから言っております。拠点が要るということでもないんですよね、どこかによりどころがあって、そこで多分、役員さんでしょう、なかなか職員がそれだけおることじゃないと思いますので、役員さんがその地域のことの、いわば我々の社会福祉行政の補完をしていただくことを、その地域と一緒にやっていただくというのであれば、市民交流センターでもできるんじゃないんですかという、こちらのほうからの提案はいたしておりますけど、提案してからそういう話が出てくるということは、それよりもやっぱり四つがいいという御返事のようにも聞こえるんですけど。

今後、南あわじ市のやっぱり市の姿として、市が一つあって、あとは21のエリアでいろいろなことを今後やっていくんですよと、コミュニティの醸成とか、そういうものをもろもろやっていくんですよと、そういうものとの整合というのを、やっぱり社会福祉協議会も事業をやっていく上ではとってほしいということをおっしゃって、以前は、一本化をするという御返事のもとに、緑に移りましたが、緑のところを拠点として責任持って整備して、使えるようにいたしますというお約束のもとで進んできて、ここに来

てそういう話が出てきておりますので、市としては、ずっと流れてきたものに、ちょっとさおを差されると、先ほど言いましたように、もう既に施設についても廃止しなければいけないような状況の中で、とても提供ができるようなものでない。

特に、西淡町の萬松園については、国のほうから撤去の命令が出ているぐらいのもので、それを早いうちに取り壊さなければいけないというようなところも出てきておりますし、南淡は、今の南淡の庁舎、あそこの第二別館に入ってますけど、あそこもやっぱり壊さなければいけないというところでもございますし、皆、そういう形でございますので、何とかそういうふうな形にさせていただければと、私どもは願っておるわけです。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、今の南あわじ市には民生委員さんというのがあると。それと、緑の健康福祉事務所には、福祉課があると。それと、今度は社会福祉協議会があると。この三つの組織が動いておると思うんですが、この三つの兼ね合いというのは、どのような連携になっておるんですか。特に、民生委員さんと社協との関係というのは、どないなっとるんですか。

○登里伸一委員長 福祉課長。

○福祉課長兼少子対策課長（田村愛子） 地域福祉活動をする上では、それはもう連携はなくてはならない位置づけであるかと思います。特に、民生委員と社協とは。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしたら、賀集のことも正確にわからんのやけんど、賀集にも10人や十二、三の民生委員さんがおるように思うんですわね。各地域にもおると思うんで、連携するなら、やっぱり福祉行政、特に高齢者を対象の福祉行政というのは、とにかく分散して広いところに、近くに、最寄りのところに相談しに行く、研修会をするような、近いほうがええんであって、これは副市長、福祉課と民生委員さんと社協と話をして、四つやいわんと、21にしたほうがええんと違うんですか。そのほうが、南あわじ市の福祉行政というのは、ほんまにきめ細かい、その人らの、対象者らのニーズに応じた事業展開ができるんと違うんですか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私はそう思うんですけど。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そう思うんなら、そんなように指導したらええんと違うんですか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 先ほど言いましたように、そういう指導はいたしておりますが、その後の、印部委員の御意見ですので、それには不服なんだろうとは思いますが、私どもとしては、やはり今後のこのまちづくりのあり方として、市があって、21の市民交流センターを中心にした地域づくりがあるわけですから、その地域には民生委員さんもおられますので、どうですか、社会福祉協議会の役員さんを、その21のところにとって、そこに役員さんを配置しとけば、その役員さんと民生委員さんの代表者が話し合いをして、その地域の事業をやっていったらどうですか、そのときには市民交流センターの人にも御協力いただいて、地域全体としてそういう活動をしたらいかがなものですかねという話はいたしておりますので、我々としては、できたらそうしてほしいなと思っております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これで終わりますけどね、そのとおりであると思うんですね。そやから、社会福祉協議会の四つの拠点が良いという理由が、地域にきめ細かなサービス展開、福祉行政を展開したいというんなら、やっぱり市の福祉課、民生委員さん、社会福祉協議会と協議して、もっと地道な、地域に根づいたような活動ができるようにするんなら、今できたら、21の市民交流センターを使って展開していくというのが、一番いいやり方であると私は思うんですね。

それはもう、いろんな事情があって、今、社協とも協議もいろいろされておると思うんですが、やっぱり今、少子対策も大事やけど、高齢化対策というのも、南あわじ市は65歳以上の人が30%も超えておる時代ですから、それも大事なんで、やっぱりそこら、もうちょっと協議して、やっぱり市のそういう高齢者に対応する行政の姿勢を示す上でも、やっぱり具体的にやっていかんことには、言うばかりではあかんと思うんで。そこら、よく協議してやってもらいたいと思います。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） また、社会福祉協議会のほうで要望に行きたいというようなことを言うておりますので、よく話は聞きます。ただ、社会福祉協議会というのは、社会福祉法人ですので、あくまでも社会福祉法人という法人なんです。特養も運営はできるし、幼稚園でも運営をしようと思えばできる、事業も、今までは介護事業者として、ホームヘルパーの派遣なんかも、その社会福祉協議会ではやっておったんです。そういう、収益事業もやれるわけですので、そこらあたりは、活動をどのように持つていくのかというのは、社会福祉協議会の考え方でしょうけど、事業をやろうと思えば、大きな事業も展開できる団体なんです。やっぱり、社会福祉法人というのはなかなかとれない団体ですので、そういう大きな事業も挑戦をしていただいて、今までは介護事業者としてホームヘルプ事業もやっておったんですけど、最近は余り、それは縮小されてるのかなと思ったりもするんですけど。

かなりなマンパワーも常駐されておりますので、そういう方々を四つに配置したいということですが、それで、その社会福祉法人が、市の補助金は限りあるわけですので、その中でそれだけの人件費を出してやっていけるかどうか、これはやっぱり、我々とよく相談しないと、置くから、市のほうとしていろいろな御負担をと言われても、なかなか一概にはオーケーとは言えられませんので、先ほど言うたような形は、私は望ましいと思っておりますので、もう一度、社会福祉協議会の方ともよく話はしてみます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく副市長、先ほど来から何回も言いよるように、この高齢者に対するいろいろな対策やいうたらいかんのやけど、サービス展開というのが、やっぱりこの高齢者に対する市の姿勢を一応示すという意味でも、これ、大事なことやと思うんで、やっぱり市の行政が高齢者に対して、この社協は社協で、民間団体といえども、補助金を出してやりよるのやから、これはやっぱり、市の行政を補完しようというようなとらえ方もありますし、やっぱりこれは、ほんまに南あわじ市の65歳の30%以上の方がおるんですから、やっぱり市の姿勢として一番大事なんで、これはもう慎重に、やっぱり協議して、高齢者の方々が、やっぱり南あわじ市はこれだけのことをやってくれとる、考えてくれとるというようなことを目に見えるようにしとかんといかんと思う。

終わります。

○登里伸一委員長 ほかに。

川上副委員長。

○川上 命副委員長 この間、老人会の今、高齢者の話が出たんですけど、幹部の方からお話があったんですけど、老人会、今、南あわじ市一本にしとるわな。今回から。今まで支部単位があったんを、旧町村単位の中で支部単位があったのを、一本化したということで、これは賛否両論あるわけですけど、この老人会も一本にしてしまうと、今、クラブ、何ぼあるんか知りませんが、クラブに補助金がありよると。そのクラブそのものが老人会、南あわじ市一本にしてしまうと、もう活動そのものが一本化になってもうて、支部の、下々においてこんのと違うかということで、確かに、市のほうはいろいろなことは統一しとるさかい、一本化、スポーツについても一緒やけど、今、一本化したおかげで、我々はもうスポーツには縁遠くなったんと一緒にやな、そういった傾向に走ってしまうんと違うんかと。何とか川上さん、反対してくれへんかというようなことを言うてけど、これは老人会の幹部の中での話し合いやけんど。今、印部委員の高齢化ということが出たんで、一本化、これは市から指導ですか。老人会の一本化。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今回の老人クラブの一本化ということにつきましては、今まで4庁舎ございまして、その4庁舎でお世話していただける職員さんがおりました。今後は、その老人会の事務局につきましては、本部のみというようなこととございまして、出ていって、4会場の運営を図ることが困難であるというようなことから、自治会とかそういう団体に倣って、一つの組織の形をお願いしたというようなこととございまして。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 いやいや、それはもう、説明はそのとおり、ようわかんのやけんどな。結局、老人会にすれば、クラブ、何ぼあるんかな。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今、200でございます。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 その204のクラブ、クラブ単位の中で、市がそれぞれ十何万円の補助金を出しておるわな、これ。50人以上単位の中で。ただ、そういった単位を一本化してもうて、本部と本部との縦の線でもう突っ走ってしもうた場合には、この下々のク

ラブそのものが、活動できないようになるか、もう消えてしまうんと違うかというようなことも出とるので、それで、川上さん、何とか、何で一本化せんなんのですかと、支部単位の中で一本化だったら、もう少しきめの細かい活動ができるというようなことで、何とかひとつ、今度の機会に言うてくれというような陳情を受けとるのやけんどな。なかなかこれは難しい、老人会の中で賛否両論あるさかいやけんど。やっぱり、市の都合で一本化ということやね、これは。職員が足らんということで。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 職員ということだけではないんですが、このいわゆる機構改革、交流センターに地域のコミュニティがシフトされていくというような、この機会でもございますので、老人クラブにありましても、支部活動は本部のほうで引き継いだり、地区で引き継いだりするというようなことで、地区の小学校区単位といいますか、公民館単位で、これから活動を活発にしていきたいというようなことで、今、老人クラブの役員さんのほうにはお願いしているところでございます。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 いやいや、小学校単位というより、実際、今でも支部単位で旧町村単位の中で支部を置いとるわな、これ。そういった中での、支部単位の中での活動し、本部との活動もしよるわけやね。そしたら、その中で結局、これ、今の状態の中でも、やっぱりクラブにもらいよる補助金を、やっぱり本部に急所を知られてしもうて、なかなか本部活動のほうが中心になってもうて、支部の活動がおろそかになつとるわけやな。

そういった中で、このたび、南あわじ市一本になったら、余計に中央、中央になつてしもうて、でけんようになるんと違うかという心配をされとる。これは、あくまでも私は意見として、老人会の陳情を受けたんで、今、印部委員から高齢者の話が出たんで、発言させてもらうてんけんど。やっぱりそんなのは十分、検討していかんことには、クラブに十何万円の補助金出しておることが、もう死んでしまうと思うんよな。クラブ活動はないと思うねん。クラブのな。だから、そういった面、十分、ひとつ検討していただきたいと思えます。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今、クラブへの活動補助というようなことなんですが、その活動補助につきましては、今までどおりというようなことで御説明させてい

ただいております。それから、これまでの支部活動につきましては、本部のほうの経費を割りながら、配分してやってきたものでございまして、それにつきましても、地区に幾分かでも上乘せしながら、地区活動を応援していきたいというふうな形で、先般も老人クラブの役員会の中で御協議されたところでございます。

○登里伸一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 担当課にお願いするんですけど、うちらみたいな小さい、伊加利みたいな小さいところ、限界地域というような名前もちらほらつきよる中で、そういった中で、大きなものに巻かれてしもうた中で、小さいクラブ、そういった活動そのものを阻害されるおそれもあるんでね。やっぱりこの、下から盛り上がってくる力で上のほうへというような形の中でしてもらいたいわけやな。今の場合やったら、もう一本化、中央へ中央へと、こう吸収していきよるわけやな。そういったことをお願いして、もう返答は要りませんわ。そういったことの実情というものを述べさせてもろうて、終わります。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 免許証の更新の講習会場というのは、今、どこで行われているんでしょうか。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 運転免許証の更新は、この1月から3月までは、榎列の公民館で実施しております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 4月以降は。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 4月以降は、この議場、今現在の議場で警察と安全協会が実施すると伺っております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど、ちょっと話がありましたけども、それは、使用料というのはどういうふうな形になるんですか。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 私は詳しくわからないんですけど、そもそも、この建物が建ったときに、安全協会ですか、それが幾らかの負担をして、事務所等の権利があるということで、使用料については私は伺っておりませんが、この工事が始まる前は、この別館で行っておりました。新庁舎が改築すれば、この議場を使用するというような協議ができるとということだけ、私は聞いております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、2月の広報に、この新庁舎ができたなら、各部署がどういうふうに引っ越しするかというスケジュール案が出されておまして、教育部なんかは、6月1日から新庁舎でというようなことになっております。ちょっと、控室でもいろいろ話が出てるんですけども、私も、市民の人から、ここの交通安全対策について、ちょっと話をよく聞かれるんですけども。そこの橋の取りつきと、西川橋の取りつきの場所の信号設置が必要ではないかという話があるんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、ここの警察との交差点は、カーブミラーを設置しようと思ったんですけど、あいにく、工事に取りかかりましたので、カーブミラーで対応ということは検討しておりました。そして、ローソンのところの信号については、まだちょっと交通量のぐあいというのが想定できませんので、まずそれを見て、市のほうから要望したいなどは担当部局のほうで考えておりました。でも、今まだ、地元からの要望はまだ伺っておりませんが、この新庁舎ができたから交通量がふえたということであれば、また市のほうから要望したいと考えております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 新庁舎ができたなら交通量がふえるというのは、もう当然わかる話と、

先ほど言った免許証の更新でもここへ来る方があると。それも、高齢者の方も免許証更新で来るという予想の中で、ちょっと心配の声があったんですけども。もう当然、これだけの職員がここに6月1日以降集中するから、何人来るかというのは、もうわかっていますよね。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） まず、交通量のことについては、さすがに庁舎が統合されるというようなことで、それは想定つくわけなんですけど、先ほど申されておりました免許証の更新につきましては、この別館でやっておりましたので、それはさほど影響ないと。それで、こちらの建物を利用するというのは、やはり一般の新庁舎への来客と混合しないようにというようなことで、警察のほうもこの建物を貸してくれというような協議に入ったものと思われま。

この新庁舎に向けては、ここから先の市道の取りつけも計画しとるようでございますので、まずは、信号につきましては、私自身は必要であるとは感じますけれど、ただ、公安が判断して、信号と信号の距離の制限もあろうかと思いますので、その辺はもう一度、警察のほうに参りまして、協議したいと考えております。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、国道右折ラインを設けるための工事が始まっていますけども、今、部長が言われた、この新庁舎から国道までの取りつけ工事というのは、いつごろになるんですか。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 済みません、私、この辺のほうは、まだしっかりとした資料等がわかりませんので。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 鋭意進めておるわけですが、1件だけ、用地買収で済んでないところがあるんです。それも、事業そのものにとということじゃなくて、相続の問題が絡んでおるとい話のようです。それが片づきましたら、すぐに工事に取りかかるという話は聞いておりますので、できるだけ早く、一日でも早く開通できるようにしたいと考えてお

ります。

先ほどのお話のように、ここに新庁舎ができますと、市役所の職員で大体300ちょっと、310人ぐらい、議員さんも含めて330ぐらいが来られます。職員は、朝晩というものが出入りするわけでございますので、一般の市庁舎に来られる方々とそこらはバッティングしないだろうと思いますので、何人来られるのか、まだ予測は立っておりませんが、できるだけ皆さん方のスムーズな通行ができるように、我々としても今、考えておるわけでございます。

○登里伸一委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 三原中学校の先生も、かなり新庁舎ができたときの生徒の通学、安全対策というのは、これから子供たちにも指導していかなければならないという話も伺ってましますけれども、やはり市としてできることは十分していくというようなことが必要やし、やはりローソンの横のところは、信号が、誰が見ても必要ではないかなというふうに思うので、洲本でも、特別支援学校の周辺では、橋を挟んで、地元の人たちはダブル信号とよく言ってるんですけど、端と端と、端同士で信号があるように。やろうと思えば警察も考えてくれるのではないんかと思うんで、ぜひ市からも相談して、早く、できたら新庁舎開庁までに間に合わせてほしいんですけども。そういう方向でお願いしたいと思います。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 努力してみます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 鳥獣被害のことで、今、吹上のほうで非常に広範囲に、浜のほうですけどもやってるんですが、かなり距離を残して、今年度の予算がこれで終わりやということで、これ、いつになるんやというて会長に聞いたら、来年やな。そやから、来年の1月まで、もうないと。そういう予算がないと言われとんのやけども、もう既に、イノシシがどんどん入ってきてよるわけよな。ほんで、せっかく広範囲に、かなりの距離、まいてきとるのやけども、浜からずっとね。ほんで、その空いた距離が、来年の1月しかあかんと言ひよんねけど、これは、やっぱり予算の関係で、それぐらい期間を置かな、ぐあいが悪いわけですか。

○登里伸一委員長 農林振興課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） その辺の予算のことなんですけども、集落からそういう柵の要望というのが出てきています。それで、かなりそういう被害のところの場所を随時やってるわけなんですけども、結局、1年おくれの形の、毎年はやってるんですけども、そういう形で消化をしていくような形になっておりますので、その辺は、早急にはやってるんですけども、要望が多いということで、そういう形になっております。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 せっかく、それは範囲がすごい範囲やけども、せっかくやっていただいて、けど、あと少しの距離がもう済んでしまって、もう、早やイノシシがどんどん入ってきてよると。せっかくやってもらうのに、それは予算の関係もあるのだけど、これいつよというたら、1月やいうて、来年の1月やと。これはもう、どないもならんのですか。そういう予算ということで、どないもならんということですか。

○登里伸一委員長 農林振興課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） その辺のところは、当初というか、その集落は集落でこういう距離でということを決めてるわけなんですけども、そういう変更なり、当然出てくる形だと思うんですけども。その辺で、もう少しというところの場所については、ちょっとその辺は担当との話もあるかとは思うんですけども、もう一度確認をして、また考えていってはどうかというところもあります。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いやもうその辺ね、臨機応変に、ある程度、せっかく町内会総出で、網、きっちり張ってあるところは、もうイノシシは、あれだけ頑丈な網を張ったら入ってけえへんと思うねんな。それはもう、予算でどうも、しゃあないいうたらそうやけども、せっかくやっとするのに、それは1年も待ってやいうたら、何の効果もないねんから。そやから、何かその辺、臨機応変に対処する方法がないかなと思うんですけども。

○登里伸一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 毎年、集落に希望を募って、ことしも予算上は15キロして、実績が10キロぐらいということですので、要望が上がってきたものについては、

ほとんど100%、予算はついていきよるのですわ。だから、その辺のちょっと、集落とうちとの食い違いがあるかもわかりませんので、うちでもう一度、確かめてみます。このごろは、もうほぼ整備できていて、うちからでも15%の資材費を払わなあかんのやけども、このごろ減ってきてとるんですわ。だから、予算的にはクリアできると思いますので、その辺はもう一度、自治会と協議していきます。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それはひとつ、よろしくお願ひしたいと思います。

簡単なことなんで、続けて。今回、3月29日でしたかね、社会体育の指導者、何か、男子バレーのアスリートの方をお招きして講演をしていただいた後、そういう指導者との懇談会と、懇親会とかいうのをお聞きしたんですが、これは、まだ終わってないと思うんですが、どういう範囲でやられる予定ですか。お尋ねしたいと思います。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 現在、御案内をさせていただいている分で、3月29日日曜日の18時から、こちらのほうは、前からお話がありましたとおり、少年少女スポーツに関する団体の、全部で46団体だったかと思いますが、それぞれの監督、コーチ、チームから3名ほど来ていただきまして、元全日本の監督の植田さんに御講演をいただいた後、交流会をしていきたいということで御案内をさせていただいております。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それはもう、大変結構なことなんですが、前には、会費が8,000円か何ぼやで、ちょっと高いやいうことで、割と寄りが悪かったんやけど、今回は、予算面ではどういう形をとっておられますか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 交流会の経費は4,000円としております。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 わかりました。もう1点、ほんならそれ、課長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、社会福祉に関しまして、介護認定士ともう一つ、調査員ですか、その違ひについてお尋ねします。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 介護保険につきましては、申請をいただいた後、認定調査員というのが各家庭にお伺ひして、状況、体の機能というものを調査させていただくわけです。あと、認定士といひますか、その後、審査会というものがございまして、審査会の中で、その医師の意見書であったり、調査員の調査書であったりを確認しながら、生活機能を判断して、要支援であったり、要介護であったりというようなことを認定させていただいているというようなこととございします。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私が聞きよるのは、介護認定士と調査員といひるのは、調査をする人やの。ほんなら、調査する人は認定する、そういう資格はないんでしよう。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 介護につきましては、認定士といひるのはございませぬ。ちょっと説明が悪いかもわかりませぬが、ケアマネジャーといひことで、認定された方々に対してサービスといひのを計画をお渡ししているといひような資格者はございします。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 実はこの前、吹上で、私の隣保で、奥さんを早く亡くされて、足が不自由で、そこへもう、狭いところへ市のマークが入った車が入りよるので、私も、気安い方なんで、何しに行きよるのでと云うたら、そんなの答える必要ありませぬと、何か、木で鼻をくくったみたいない言ひ方やって、カチンと来てんけども。それはまあええわと思ひて、それからその当人に、今来とったん、あれ、阿部さん、どういひことと云うたら、実は、介護のことと来てもろうたんやと。

ほんで、それやったらそれは、そういうプライバシーの問題もあんねけんど、そない、

その人に聞いたら、何や、上から目線だね。ほんで、いや、あんた、これはもうあかんというようなこと言われたということで、私も即、緑へ電話したんですわ。ほんなら、ぐちょぐちょ言いよったんで、また委員会でやるわということで来てんけども。いや、ほんまに調査員というのはそんな、これはだめですよ、そんな権限ないんだ。違うんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） まず、おわび申し上げます。その件につきましては、調査員が戻り次第、そのことで地域には気を配りながら調査に行くようにということで、指導をさせていただきました。委員さんおっしゃったように、やはり調査につきましては、それぞれのプライバシーと個人情報というようなことがありまして、配慮しながら地域にも入っていくようなことですので、時間とか、そういうものを決めながら行って、慌てたというようなことですので、どうか御理解いただきたいと思います。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それはもう済んでしもうて、どうこうでないけども、やっぱり私ら議員もサービス業やと思うてます。職員もそうやと思うんよな。そやからやっぱり、そういう一つの物の言い方によって、それ、当事者が、阿部さんが、吹上も阿部さん、130軒もあんねけども、行った人の名前も私、知ってますけどね。これはちょっと横柄というか、これはもう気を悪くしましたよ。ほんで、本人が、いや、こんな状態やったらもうあきませんとかいうて、そのまま帰ったと。だから、第一、調査員というのであるんであれば、その人がそんなすぐに判断して、あかんやいうこと自体が、これはおかしいんと違うけ。今も病院に行っとるけどやな。その点、どないよ。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） ただいまの状況を見て、これはだめとかいうようなことにつきましては、調査員が言うべきことではないということですのでございます。調査員の調査内容につきましては、その体の機能というのを一つ一つ確認させていただくわけでございます。例えば、手が上がるのか、寝返りができるのか、足が上がるのかというような、一つ一つ、その機能を確認して、生活がどのようにできるか、また、どのような介護が必要であるかというようなことを確認させていただいて、それをいわゆる調査票に漏れなく記入し、審査会上げていくというような作業でございまして、その人の行動について、だ

めとかいいとか、そういうようなものを伝えることではございませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そんな、課長、その人今、入院されてしとるけど、現実、そういう調査員、権限もないのにそういう判定をして、それでも上から目線で。結局、そういう一人の職員の言動によって、やはり500人近い職員のその姿勢というか、それが問われるんやの。だからやっぱり、そういうような、その阿部さんのところへ行った本人の名前は言えへんけども、そっちはわかっとるはずやし、そういう退院されてきたら、ちゃんとそういう対応をされて、それで、きっちりとかかんならあかんということを、きっちりと本人に言って、謝罪をしてやってもらわな、ぐあい悪いと。その点、どうですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 言葉の部分で誤解を招いたということであれば、これはおわびを申し上げなければならぬというふうに思います。そのあたりにつきましては、調査員に確認いたしまして、またおわびにつきましては、私のほうがおわびにあがりたいというふうに思います。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 言葉のあややいうこと、私、言いよるのと違うねんから。調査員、権限もない者が、何でそういう上から目線でペケにして、そういうことをしたことを。そんな、間違うとったら済みませんでしたやいうて、その家へ行って謝るのは当たり前だ。それがでけへんのけ。そんなら何で、審査せな、行った本人の名前、言おうか、はっきりいうて。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 誤ったことにつきましては、おわび申し上げたいというふうに思います。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員　　いや、おわびって、課長は何も、本人が行って、そういう不備な点について、それは一言、謝罪するのが当たり前だ。そんな、職員であったって、我々であったって、これは人間がすることや、間違いはあんねやからな。そういうことを言いよんねんで。本人が行くねんで。

○登里伸一委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）　　その件につきましては、本人にしっかりとおわびと説明をさせていただくようにさせていただきたいと思います。

○登里伸一委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　最後です。そんなんです課長、その方、今、大阪の病院に入ってるけど、結果的に、その調査員の判断が正解やったか不正解やったかわからんけどね、現実には、それはもう、うちら隣保やから、足が不自由で、もだえているのを、よく知ってる、奥さんもおれへんしね。そやから、そういう間違ったことをやっとなねんから、やっぱりそれ十分に、退院されてきたら、本人は家も知ってるはずやし、行って一言、そういうことをはっきりとお願いしたいと思います。よろしく願いしまして、終わります。

○登里伸一委員長　　答弁よろしいですね。

先ほど、鳥獣被害の答弁のところで、農業振興部長の発言のうち、不適當と思われる部分につきましては、後刻、記録を調査の上、委員長においてしかるべく処置をすることいたします。

暫時休憩します。

再開は、2時15分といたします。

(休憩 午後 2時03分)

(再開 午後 2時15分)

○登里伸一委員長　　再開します。

休憩前に引き続き、所管事務調査をいたします。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 婦人会の廃止と婦人部の創設について聞きたいと思います。今の南あわじ市市内の203の自治会で、役員改選がなされておられると思うんですね。賀集地区も、大体今、1月の前の日曜日、その前の日曜日ぐらいに、各自治会で役員改選が行われとって、実は、連絡所のほうへ行きまして、女性部の役員さん、各自治会から出てきとるかなということちょっと聞いてみましたら、出てきとる地区もあるし、出てきてない地区もあるというような答えであったんですが、担当部局は、この市内の各自治会から女性部の役員さんが出てきとるかどうか、今のところ、どういう把握をしていますか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 現在のところ、全て入っているかどうかは、こちらのほうで確認できておりません。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、課長、市は婦人会を、今まで組織的な活動をしとった人が、非常に市内でも少なくなってきたということで、婦人会にかわるべきものとして、女性部を創立して、活動をしてもらいたいという意向で、自治会で女性部の役員さんを選任してほしいということで事業が動いとるのと違うんですか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） そうでございます。基本的には、地域で女性が参画できるような、そういう組織をこしらえてくださいというふうをお願いをいたしております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ならば課長、今、その各地域の自治会が、役員改選して、女性部の役員をとりながら、各地区の連合自治会のほうへ持ち寄りをしてきよるときに、進めとる担当部局は、今現在、どのようになっているかとか、あるいは状況が芳しくなかったら、市は、女性部をつくって新たに再組織をして、活動をしようというときに、今、漫然と答えを待とるといのも、いかなものかと思うんよ。やっぱり市が、それだけ組織をつくっていくのに力を入れていくんならば、現在の状況はどうだとか、もし、役員の選出がおくれておるようだったら、ぜひ役員をつくってくれというように、組織をつくっていく

んなら、担当部局は、それなりの働きをせんといかんのと違うか。そうでないと、放っ
いても物はできるもんでないと思うで。いかがですか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 大変申しわけございません。お
っしゃるとおりだと思います。今後、各自治会において、女性部等をこしらえていただく
ように働きかけをさせていただきたいと思います。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく、そういうことで、やっぱり今まで、婦人会という組織があ
ったのが、有形無実みたいになってなくなってしまったんで、それにかわるべきものを市
としてはやっていこうとしてやりよるのやさかい、担当部局はできるだけそれを、市の方
針でできるようにして、今後、女性の力を借りて、地域活性化をしていくという意味にお
いても、もっとそういうことを積極的に、それと、真剣にやってもらわんといかんと思う
んよな。

それから、この間、賀集の連合自治会長さんに会って話を聞いたんですが、婦人会に今
まで市は、年間270万か280万、補助金が行ったと思うんですが、今後、今回、
婦人部ができたときに、どのような補助金体制になるかというようなことも非常に関
心を持つったんですが、先般、大分前だったと思うんですが、連合自治会の中でそのこ
とが話し合われて、その補助金のことについて話題に上ったと。そのとき、執行部は、事
業活動をしていただいた場合に、その事業活動をした費用について市に請求してくださ
いと、それをもって、市から補助金をお支払いするというようなことを言ったらしいん
です。そのことによって、今度は連合自治会側は、そんな手間のかかることはええとい
うことで、平たく言えば、それだったらええわというようなことになって終わると聞い
てるんですが、実態はどうなんですか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 次年度の予算につきましては、
また3月の予算委員会等でお話が出てくるかと思うんですけども、現在、人権教育課のほ
うで考えております女性部の助成につきましては、とりあえず自治会の中に、先ほどから
お話がありますように、女性の参画しやすいような状態、または女性の、婦人会と言わ
ずに、かわるような団体を設置していただきたい、それに対して、活動をしている場合は、

1世帯150円掛ける世帯数で、それぞれの自治会のほうにお支払いをしていきたいというふうに考えております。その経緯の中で、名前をこしらえたけれども、実際、何もできていないんですよでなしに、やはり、何かの形で参画しているということはわかるようにしたいということでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは、各自治会で1世帯当たり150円掛ける世帯数ということになってきますと、今、南あわじ市は、1万8,000か1万9,000世帯ですね。ということは、2万世帯ということは300万円ぐらいということになるわけやな、150円掛けたら。そうなりますと、今、市が婦人会に支払っている補助金と、大体、イコール的になってくるわけやの。

ほんで、果たして、そしたら今、南あわじ市は203自治会ですので、1自治会当たり一万数千円ということになってきますわね。単純に、皆、ばらつきがありますけどね。そういう使い方をするのか、例えば、賀集地区の女性部がこぞって事業して使うのか、これは、市としたら、どっちに重きを置いとるの。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 先ほど言いましたとおり、本来、単体のそれぞれの地域で活動していただければいいんですが、金額にもその開きが大分出てくると思います。その中で、賀集全体で、女性のそれぞれの自治会の中にできて、全体で動いていこうというのであれば、全体に支払っていく方法というのも考えております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、課長、結局、連合自治会と、課長が出とったんか、どこが、どういう人が出て対象で話をしとったんか知らんねけれども、結局、連合自治会長の言うのには、そういう活動した後に費用請求してお金をもらうや、そんなめんどくさいことはぐあい悪いということで、連合自治会は、この事業はもうよろしいと、平たく言えば蹴ってきたと、そういう類のことを言うねけど、実際はどうなっとるの。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 実際の話を見せていただきます

と、私どものほうの説明不足、それから、今までの過去の経緯等を踏まえて、誤解が生じております。現時点では、誤解を生じております。もう一度、自治会ができた時点で、新しい役員さんのもと、また、旧の役員さんの御理解をいただきながら、女性が参画しやすいような、そういう活動補助金として生かしていけたらというように考えております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、課長、実際は4月から新しい役員さんのもとで連合自治会とももう一遍協議して、27年度は動くということやの。ほんで、そのときに、やっぱり連合自治会も、活動したさかい、その活動費用を請求してこい、ほんで出すというよりも、私はやっぱり、補助金というのは、こういう補助金を出しますので事業をしてくださいというほうが、やっぱり受け入れやすいんと違うんかな。そない思うねん。それはもう、いやらしい話やけど、お金があんねやさかい、何かせんかというような動き方と、何かないかと思って事業をした後、ほんだったら請求せんかよりも、補助金があんねやから、やっぱりお金が前にあったさかいに、物事をしようかというほうが思いつきやすいと思うんやの。そない思うんです。

今、27年度からそういうことをやりますということなんですが、今実際、担当課は、27年度に向けて、予算の積み上げは請求しとるんですか。金額は、もうそれは構わんけど。予算積み上げで、財務と積み上げはしとるんですか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 先ほど言いましたとおり、全ての地域にできるかどうかわかりませんので、御協力いただけるかどうかわかりませんので、予算としては前年度並みの連合婦人会に上げてました予算ぐらいを計上させていただいておるところでございます。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 各自治会、203の自治会で活動した後、予算請求せえやいうのは、やっぱりなかなか、その辺は多分、金額が非常に小さいねん。だからできらるので、やっぱりこれは連合自治会で、各自治会の役員さんが出て、皆さんで協議して、地域のために女性部として活動して、地域でやってもろうたほうがええと思うんですね。ほんで、予算配分については、市民交流センターの1,500万円を分けたような事例があるわけかな。そうだ。平等割が何ぼで、人数割が何ぼというような置き方があるんでかな。

それはともかくとして、そういうような分け方をして、地域に補助金を出してもらうたほうが活動がしやすいんでないのかなと私は思います。これはもう、詳細はそっちのほうで自治会と決めてもらうたらええんですが。そういうことで、どっちにしても、そんなんだったら要らんわやいうことで切れとるのやったら、これはとんでもない話であるので、それだけはないようお願いしたいと思います。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 委員がまさしくおっしゃるとおり、やはり女性が参画しやすいような、まず、助成金でなければならないだろうというふうに考えてます。と同時に、使いやすい、ほとんどの地域で、例えば運動会、それから球技大会等、女性の選手を決めたりする役員さんもいらっしゃいますので、それも一つの活動、地域の中に参画していただいているというようなことで考えております。

ただ、補助金を出す上で、やはり財務規定にのっとってやらなければならない部分がございますので、その辺を町内会、連合会と、どのように上乘せをして出していけるか、今後、協議を進めていきたい、そのように思っております。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今の印部委員の関連なんですけどね。阿万もちょうど財産区、議会、それと自治会、婦人会、この前、ちょうど4者会での会合があって、先ほど印部委員が言われたように、何せ、事業をして、そういう事業をやった報告書を出して、補助金を出すということで、そんなややこしいんやったら、もうええわというような。これ聞きよったら、課長はちょっと言葉足らずであったというようなことで、今聞きよったら、阿万のほうは既に昨年から準備委員会ができて、委員長もとって、そういう組織を本格的に立ち上げようとしております。現在までも残っておったんは、賀集と阿万ぐらいやったんやな、婦人会。

そしたら、今、印部委員に答弁されたように、例えば、阿万もそういう組織ができたら、今言いよったように、そういう組織に対して、自治会は自治会へそういう協力費ということで来よるけども、婦人会に対して、そういう予算をつけていただけるといふふうに解釈してよろしいですか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 委員おっしゃられるように、昨

年度から阿万のほうは、もう取り組んでいただいている既に団体というか、地域もあるというふうに聞いております。出し方につきましては、個々のそれぞれの単位地区なのか、そしてまた、連合でそういう組織をして連合全体で取り組んでいく、どちらにしても、そういう団体ができ、そういう活動をしていくのであれば、支援を続けていきたい、そのように考えております。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 よろしゅうございますか。
質疑がございませんので、質疑を終結します。

3. その他

○登里伸一委員長 次に、その他に入ります。何かございませんか。
その他の項、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、次に入ります。
次に、執行部からの報告事項がありましたら、お願いいたします。
生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 生活環境課からの連絡事項でございますが、やまなみ苑の衛生事務組合定例議会が、この2月6日金曜日に開催されます。したがって、衛生事務組合の議員の方におかれましては、御出席のほど、よろしくお願いいたします。
以上、連絡事項でございます。

○登里伸一委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ございませんので、これで終わります。

それでは、これをもって閉会したいと思います。
閉会の御挨拶を副委員長、よろしく申し上げます。

○川上 命副委員長　　えらい、委員会といたしましては、津井の産業文化センターのほ
うでちょっと時間を食いまして、皆様に大変迷惑をおかけしたと思いますが、長時間、ど
うも御苦労さんでございました。ありがとうございました。

(閉会　午後　２時３３分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年 2月 3日

南あわじ市議会産業厚生常任委員会

委員長 登 里 伸 一